

平成22年第1回定例会 教育警察常任委員会

ページ

I 議案補充説明

議案第98号「公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」……	1
議案第100号「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」……………	2

II 所管事項説明

1 「2010年(平成22年)版 県政報告書(案)」にかかる教育委員会関係の概要について……………	6
2 平成23年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について……………	16
3 「次期教育振興ビジョン(仮称)」の審議経過について……………	20
4 特別支援教育の推進について……………	42
5 生徒指導対策について……………	44
6 審議会等の審議状況について……………	50

平成22年6月18日

教育委員会

議案第98号

「公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

雇用保険法の一部改正に伴い、必要な措置を講ずるものです。

2 改正内容

雇用保険法の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整備します。

3 施行期日

公布日

議案第100号

「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立飯野高等学校に定時制課程を設置します。

2 改正内容

三重県立飯野高等学校に定時制課程に係る規定を追加します。
設置に係る概要については、次頁のとおりです。

3 施行期日

平成23年4月1日（一部公布の日）

「飯野高等学校定時制課程の新設」について

1 概要

平成23年4月に神戸高校定時制と亀山高校定時制を統合し、飯野高校に新設します。

2 意義

(1) きめ細かな支援体制の構築

定時制1学年1学級規模の2校を2学級規模の1校に統合するとともに、全日制に併設することにより、スケールメリットを生かし、多様な定時制生徒のニーズに対応したきめ細かな支援体制を構築します。

(2) 多文化共生教育の推進

外国人生徒の高校進学が増加している地域にあって、これまで飯野、神戸、亀山の3校が培ってきた多文化共生教育の理念や指導スキルを結集し、外国人生徒教育の一層の充実を図ります。また、日本人と外国人の生徒、全日制と定時制の生徒等がともに学ぶ教育をとおして、これからの多文化共生社会を先導的に切り拓いていく力を育成します。

(3) 地域の学習ニーズへの対応

外国人生徒等の保護者や地域の人々等の学習ニーズにも対応し、多文化共生社会を創造するための学習支援拠点としての学校づくりを進めます。

3 教育目標

充実した多文化共生教育やキャリア教育等をとおして、不登校生徒や外国人生徒等を含む多様な学習ニーズを有する生徒たちが、自信と誇りをもち、社会の構成員として生活し、これからの新しい社会を創造していく力を育みます。

4 入学定員・学科構成等

設置課程	学 科	学級数	(定 員)
全日制 課 程	応用デザイン科	2学級	(80人)
	英語コミュニケーション科	2学級	(80人)
定時制 課 程	普通科 (夜間Ⅰ部) (夜間Ⅱ部)	2学級	(80人)
合 計		6学級	(240人)

5 教育システム

(1) 複合型定時制システム

夜間定時制課程としますが、生徒一人ひとりの生活状況に合わせた履修ができるようにⅠ部、Ⅱ部の学習時間帯を設置します。

Ⅰ部、Ⅱ部のいずれかに籍を置き、原則は、その時間帯の授業を受講しますが、実情に応じて相互の授業選択も可能とします。

【日課表】

		定 時 制			
Ⅰ 部	1 限目	16:00～16:45	Ⅱ 部		
	2 限目	16:50～17:35			
	3 限目	17:45～18:30			
	4 限目	18:35～19:20			
	給 食	19:20～19:35			
	5 限目	19:40～20:25			
	6 限目	20:30～21:15			

(2) 全日制・定時制相互履修

全日制・定時制双方に共通する学習ニーズに対応するため、定時制生徒は全日制5・6限設置の「学校設定科目」等を、全日制生徒は定時制1・2限設置の「学校設定科目」等を履修できるようにします。

全 日 制	
5 限目	13:30～14:20
6 限目	14:30～15:20

← 相互履修 →

定 時 制	
1 限目	16:00～16:45
2 限目	16:50～17:35

(3) 単位制

生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じた自由な科目選択を可能とします。

(4) 二学期制

9月卒業の実施等も視野に入れ、学期毎の単位認定を行います。

(5) 三年修業制

北星高校を中心とした定通ネットワーク（連携併修等）を活用するなど、多様な学びの形態を取り入れることにより、三年間での卒業も可能とします。

(6) 少人数の学級編制

1・2学年については、2学級編制（80人）を3学級展開します。

6 特色ある教育内容

(1) 先導的な多文化共生教育

- ・ 学校設定教科「国際」の開設（開設予定科目：「ポルトガル語」等）

(2) きめ細かな日本語教育

- ・ 学校設定科目「日本語」の開設や日本語の習熟度に応じた講座編制

(3) 充実したキャリア教育

- ・ 学校設定教科「職業」の開設やインターンシップ、実務代替の導入

(4) 外国人生徒及び保護者等への支援

- ・ 日本語講座の開設や相談室の設置等

(5) 外部の教育力の導入

- ・ 大学や関係機関等との幅広い連携

(6) 地域の人々との協働活動

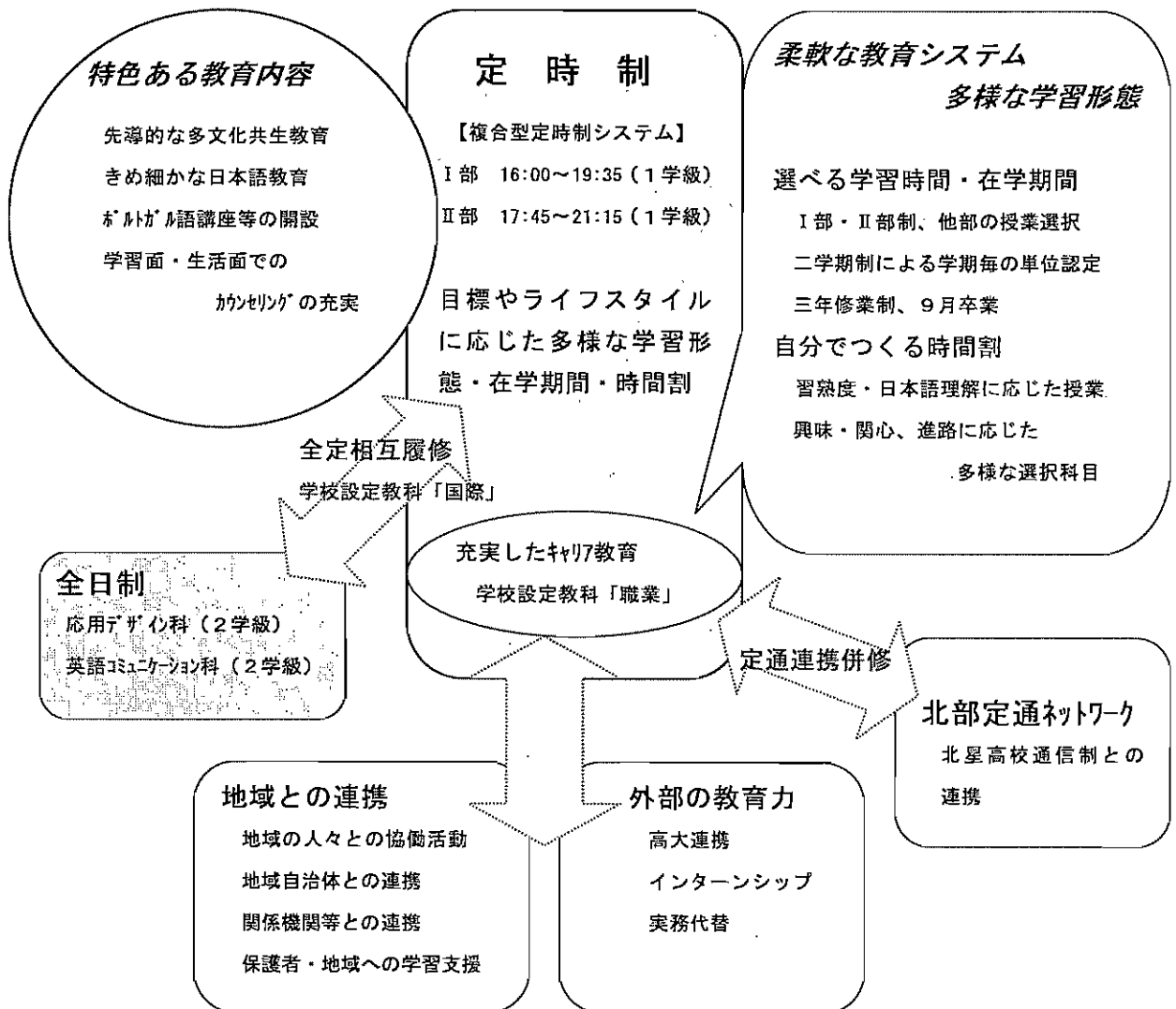
- ・ 多文化共生教育に係る学校行事の共催や地域での活動等

7 その他

- ・ これまで、地域の協議会における協議を踏まえ、飯野、神戸、亀山の3校を中心としたワーキンググループで教育システムや教育内容等について検討してきました。今後も引き続き、各方面からの意見をいただきながら、学習者本位の学校づくりを進めます。
- ・ 統合に伴う定時制課程の併設や新しい学校の教育理念及び教育内容の実現のため、飯野高校において既存施設の改修及び増築等の環境整備を行います。

飯野高等学校 定時制課程 学びのイメージ

ともに学び育む！ 多文化共生社会の未来を切り拓く力！



- 1 「2010年（平成22年）版 県政報告書（案）」にかかる教育委員会関係の概要について

2010年（平成22年）版

県政報告書(案)

～「県民しあわせプラン」の実現に向けて～

2010年（平成22年）7月 三重県

重点 元気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり

主担当部：教育委員会

重点事業の目標

少人数教育の取組や校種間の連携、スポーツによる人づくりを通じて、次代を担う子どもたちが、基礎・基本の学力だけでなく、それを実生活のさまざまな場面で活用する力やコミュニケーション能力、公共心や規範意識などをしっかりと身につけ、それぞれの個性や能力に応じて、将来、自立した一人の人間として社会に参画し、力強く生きていけるよう、「人間力」を高めるという視点を大切にした「みえの人づくり」を進めていきます。

現段階での進展状況と4年間の視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- 重点事業である学校に満足している児童生徒の割合が目標を達成しているとともに、構成する5事業のうち3事業が目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
- 少人数教育を推進するとともに、指導方法の工夫改善や教職員研修の充実、学校経営品質の向上をはかってきたことで、児童生徒の学力や人間力を高めてきました。このことに加え、学校に満足している児童生徒が増えてきていることから、重点事業の数値目標は、最終年度において達成が見込めるものと考えています。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
学校に満足している児童生徒の割合	—	70.5%	72.0%	73.5%	75.0%	1.00
	68.8%	70.9%	72.7%	74.5%		

【構成事業の事業目標平均達成率】 97%

【事業費(千円)】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	1,888,503	1,963,000	2,018,000	2,035,000	7,904,503
決算額等	1,838,077	1,899,482	1,883,563	2,007,241	7,628,363

重点事業を構成する事業全体の2009年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況(目標達成事業数/構成事業数)】 3/5

【達成状況に対するコメント】

- ・ 小学校1、2年生での30人学級や中学校1年生を基準とした35人学級、特定の教科における少人数授業など、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を推進し、基本的な生活習慣の育成や学力の定着・向上をはかりました。
- ・ 幼保小中の学校関係者や地域の有識者などで構成する「育ちのリレー推進会議」*を21市町の中学校区で設置し、その地域の子どもたちの学習や生活における課題解決に向けた取組を推進しました。高等学校においては、生徒の実態や地域のニーズに応じて、福祉活動、地域貢献活動などの取組を推進しました。
- ・ 障がいのある子どもたちが、将来、自立と社会参加ができるように、早期からの一貫した支援体制の整備や「個別の教育支援計画」等のツールの策定及び活用を推進しました。
- ・ 「学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合」は、昨年度から減少しました。これは、学校教育法改正で学校自己評価が義務化されたことに伴い、一部市町等教育委員会が独自の評価システムを構築し、学校経営品質に基づくアセスメントに取り組む学校が減少したことなどが影響したと考えられます。今後は、これまでの取組成果を検証しながら、学校経営品質向上活動の意義や効果、学校評価との関連性について理解を深めるよう、市町等教育委員会と連携していきます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ*の設立、連携・強化を支援し、県民の多様なスポーツニーズに対応するとともに、各競技団体における一貫指導や競技力向上の取組を支援し、国内外で活躍できる選手の育成に取り組みました。

重点事業の目標を達成するために残された課題と2010年度取組方針

- ・ 30人学級をはじめとする少人数教育を一層充実するとともに、児童生徒の学力の定着・向上をはかるため、指導方法の工夫改善や児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた指導を推進します。
- ・ 幼保小中間の連携を、未だ取り組んでいない市町にも拡大し、子どもたちの学習面や生活面の不安を取り除きながら、就学前から学校教育全体を通じた一貫した人づくりを推進します。高等学校においては、体験学習や学習成果の発表等を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力を育むとともに、社会の一員としての自覚を持ち自己の役割を認識した、これからの社会で必要とされる人材を育成します。
- ・ 早期からの一貫した教育支援体制の整備と一人ひとりの能力や可能性を伸ばすため、特別支援学校*における教育活動のより一層の充実とセンター的機能の推進及び通級指導教室の効果的運営、高等学校における特別支援教育の体制整備を推進します。
- ・ 市町等教育委員会との連携を強化して、学校自己評価と「学校経営品質」の関係を整理し、小中学校における「学校経営品質」の理念や考え方に基づいた改善活動を支援していきます。また、2009年度末、より改善活動につなげやすい形式に改訂したアセスメントシートについて、公立学校等に周知をはかりながら、学校経営品質

向上活動におけるアセスメントの有効な活かし方を伝えていきます。

- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立、運営等の支援をより一層進めるため、今年度末を目標に、クラブの育成やクラブ間の連絡調整機能を持つ広域スポーツセンター*を関係団体と連携して設置します。また、競技者の発達段階に応じた競技力の向上に取り組み、国内外で活躍できる選手を育成するとともに、ジュニア競技者の発掘・育成・強化にかかる調査研究を推進します。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名						
目標名	事業目標				目標達成状況	2009年度の主な取組内容
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値		
(1) 30人学級をはじめとする少人数教育推進事業						
授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合	85.5%	87.0%	88.5%	90%	0.97	より多くの学校で少人数教育が実施できるよう、小学校で5人、中学校で4人の県単定数を増員。
	85.6%	85.2%	86.0%			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	1,277,092	1,351,000	1,390,000	1,428,000	5,446,092	
下:決算額等	1,286,036	1,347,427	1,379,079	1,436,263	5,448,805	
(2) 育ちのリレー推進事業						
育ちのリレー推進会議を開催している市町数	7市町	14市町	21市町	29市町	1.00	県の推進会議(2回)を開催。各市町においても推進会議(2~3回)が開催された。
	7市町	14市町	21市町			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	379,792	379,000	395,000	374,000	1,527,792	
下:決算額等	345,613	348,750	308,565	348,879	1,351,807	
(3) 特別支援教育総合推進事業						
個別の教育支援計画を策定している学校の割合	60%	70%	80%	100%	1.00	市町教育委員会及び小中学校等からの要請に応じ、特別支援学校が教員を派遣し、策定を支援した。
	64%	71%	81%			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	18,112	18,000	18,000	18,000	72,112	
下:決算額等	12,222	9,847	8,567	23,071	53,707	
(4) 信頼される教職員人材育成・自ら創る学校支援事業						
学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合	52%	62%	82%	92%	0.90	校長、教頭等リーダー向け研修等(38回開催、1,991人受講)。出前研修(27校・団体)。
	59%	78%	74%			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	99,259	101,000	101,000	101,000	402,259	
下:決算額等	81,674	80,677	64,828	69,692	296,871	
(5) 地域スポーツ・競技スポーツサポート事業						
総合型地域スポーツクラブ数	48か所	51か所	54か所	57か所	1.00	各種研修会の実施(32回) 連絡協議会の実施(6回) 社会教育主事の派遣(5市町)
	50か所	50か所	55か所			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	114,248	114,000	114,000	114,000	456,248	
下:決算額等	112,532	112,781	122,524	129,336	477,173	

施策名 122 学校教育の充実

主担当：教育委員会 学校教育分野 総括室長 松坂 浩史 電話 059-224-2942

施策の目的

児童生徒が、学校教育により、それぞれの個性や能力を伸ばすとともに、楽しく安心して学んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かくいきとどいた教育を推進することにより、主指標で目標を達成することができました。副指標では目標を達成することができませんでしたでしたが、2項目で前年度を上回っており、「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
学校に満足している児童生徒の割合	—	70.5%	72.0%	73.5%	75.0%	1.00
	68.8%	70.9%	72.7%	74.5%		
【県の取組目標項目（副指標）】						
授業内容を理解している児童生徒の割合	—	79.0%	81.0%	83.0%	85.0%	0.96
	76.4%	76.8%	78.7%	79.8%		
学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合(12201)	—	52%	62%	82%	92%	0.90
	42%	59%	78%	74%		
特別支援教育*を受けている生徒の進学および就労の割合(12204)	—	29%	31%	33.0%	34.0%	0.90
	27.4%	29.3%	23.8%	29.6%		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
12201 教育改革の推進	—	—	—	—
12202 児童生徒の基礎学力の向上	授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合	88.5%	86.0%	0.97
12203 特色ある教育の推進	授業内容を理解している県立高等学校の生徒の割合	72.0%	67.4%	0.94
	生徒のニーズにあった教育活動の改善を行う県立高等学校の数	53校	53校	1.00
	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	87.5%	84.1%	0.96

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
12204 特別支援教育の推進	特別支援学校*で対応する1校あたりの教育相談件数	170件	172件	1.00
12205 健やかな心を育む教育の推進	指導により登校できるようになった児童生徒の割合	34.0%	28.6% (県速報値)	0.84
	暴力行為発生件数	650件	822件 (県速報値)	0.79
12206 子どもたちの安全の確保と健康の増進	学校安全ボランティアを組織している小学校の割合	98.0%	97.3%	0.99
	朝食を毎日食べる小学生の割合	97.0%	88.2%	0.91
	体力テストにおける全国平均以上の項目の割合	45.0%	34.3%	0.76
12207 教職員の資質の向上	教職員一人あたりの研修への参加回数	2.65回	2.52回	0.95
12208 学校施設等学習環境の整備	県立学校の耐震化整備率	93.0%	94.2%	1.00
12209 私学教育の振興	特色化教育等実施事例数	55件	44件	0.80

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	19,863	19,066	18,655	20,324	19,647
概算人件費		146,685	150,225	150,660	
(配置人員)		(16,214人)	(16,079人)	(15,909人)	

2009年度の取組概要

- ・ 児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じて少人数授業を拡大するなど、きめ細かな少人数教育を推進し、基本的な生活習慣の育成や学力の定着・向上をはかりました。また、授業方法や評価方法等の工夫改善を支援するとともに、県独自の学習教材を作成しました。
- ・ これまでの「学校経営品質」の取組を検証するため、すべての県立学校を訪問して意見交換し、その結果を学校プロフィールやアセスメントシートの改訂に活かしました。また、新任校長・教頭研修に「学校経営品質」に関する2日間の研修受講を義務付けました。
- ・ 「第33回全国高等学校総合文化祭(三重大会)」を市町や関係機関等と連携して開催し、高校生の文化力を全国に発信しました。
- ・ 産業教育設備の充実をはかるとともに、「職業教育の改善・充実のための推進計画*」を策定しました。
- ・ 雇用情勢が悪化する中、学校と事業所、労働関係機関等とが連携して、就職未内定者の支援に取り組みました。
- ・ 障がいのある児童生徒一人ひとりが能力や可能性を伸ばし、自立や社会参画していけるよう、関係機関と連携し、就労に向けた職場開拓及び雇用交渉を行いました。また、新たな職域開発や教育課程に位置づけた職場実習及び職業教育に取り組みました。
- ・ 外国人児童生徒教育について、日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援しました。また、サンパウロ州や県内のブラジル人学校等と連携し、転・編入や進学後の指導を適切に行うための引き継ぎフォームを作成しました。
- ・ いじめ、暴力行為等問題行動の解決のため、これまでの施策に加えて、「学校非公

式サイト」*について、「誹謗中傷」や「個人情報」などを削除するとともに、検索を基に、各学校において具体的な指導を行いました。

- ・「みえ地物一番給食の日」*の設定や元気な三重の子朝食メニューコンクールの実施などにより、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育を推進しました。
- ・子どもたちの運動機会を拡充し体力向上をはかるため、体育の授業における教員の指導力を充実させる研修を行うとともに、地域の指導者を派遣するなど運動部活動への支援を行いました。
- ・体系的、計画的な研修講座を実施し、教職員一人ひとりの資質能力を一層高めるとともに、組織としての学校の教育力の向上をはかりました。
- ・私立学校に対しては、建学の精神を生かした特色ある教育の充実を促進するため、学校法人等に対する助成や保護者の経済的負担を軽減するための支援などを行いました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・児童生徒の学力や学習意欲の低下が懸念されている中、学力の定着・向上をはかるため、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、これらを活用する力を育成する必要があります。
- ・「学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合」が前年度より減少しましたが、各種研修会や交流会への評価は非常に高いことから、今後、市町等教育委員会との連携を強化し、協働して支援することにより、活動の定着が図られるものと考えています。
- ・県立高等学校の生徒に対しては、就職支援相談員の活用をはかるなど、適性・能力等に応じた進路指導を行いました。就労は大変厳しい状況です。学校と企業及びハローワーク等の関係機関が就労支援・キャリア教育*に係る総合的なネットワークを構築する必要があります。
- ・障がいのある生徒に対しては、職域開発支援員の活用をはかるなど、進学・就労先の開拓及び適切な進路指導を行いました。事業所への就労は依然として大変厳しい状況にあります。福祉就労を含む未定者の状況を把握し、就労実現に向けた取組を進めることが喫緊の課題です。
- ・外国人児童生徒の在籍の状況が広域化・流動化しているため、当該児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導等の支援がさらに必要となっています。さらに、外国人児童生徒が日本語で学習していける力を育成するための取組が重要な課題となっています。
- ・いじめ、暴力行為等問題行動の要因が多様化・複雑化しているため、地域や関係機関と連携して未然防止に努めるとともに、特に課題の多い学校への支援を充実させる必要があります。
- ・子どもたちが生涯にわたって望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるよう、学校と家庭、地域が連携して、食に関する指導を一層推進する必要があります。
- ・子どもの体力テストにおける全国平均以上の項目の割合は依然として低い状況にあり、運動機会の拡充に取り組む必要があります。
- ・教職員が学校を離れて研修を受けることが難しい状況にある中、教職員の資質向上をはかるには、研修機会の確保とより系統的で質の高い研修の提供が必要です。
- ・私学経営の厳しさが増している中、今後とも、より特色と魅力のある教育を推進し、県民から選ばれる学校になるよう支援する必要があります。

2010年度の取組方向

- ・ 現行の教育振興ビジョンの計画期間が2010年度で終了することから、今後の三重の教育の指針となる「次期教育振興ビジョン（仮称）」を策定します。
- ・ 引き続き、少人数教育を推進するとともに、児童生徒の学力の定着・向上をはかるため、指導方法の工夫改善を一層充実させ、その成果や方策等を市町等教育委員会や学校に広く普及・啓発します。また、県立高等学校においても学力の定着・向上のための授業改善と指導方法の工夫改善を一層推進し、医学部等理系学部への進学を希望する生徒を対象としたセミナー等の開催や、高等学校における外国人生徒の指導体制等の研究を進めます。
- ・ すべての市町等教育委員会を訪問し、小中学校への学校経営品質向上活動の定着に向けた連携・支援をはかるとともに、県立学校については各校推進者による8地域のブロック会議や教頭会との連携を強化し、活動の質的向上をはかります。
- ・ 県立高等学校では、キャリア教育の有効な手段であるインターンシップの拡大・充実をはかります。また、県立学校の生徒が地域の事業所で就労できるよう、企業、経済団体、ハローワーク、市町等と総合的なネットワークを構築し、地元企業等への就職・定着をはかります。
- ・ 障がいのある児童生徒が、将来自立して社会参画できるよう、早期からの一貫した支援体制と特別支援学校における教育活動を充実させるとともに、労働・福祉関係機関等とのネットワークを活用して就労率の向上を目指します。また、在籍する児童生徒の増加などに対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（2011年度から2014年度）を策定します。
- ・ 外国人児童生徒教育について、就学支援の取組の一層の充実をはかるとともに、市町が行う初期適応の取組を引き続き支援します。さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力等の習得を支援します。
- ・ いじめ、暴力行為等問題行動の解決のため、課題の多い学校を中心に支援するとともに、不登校の子どもたちや保護者の心の悩みや不安を解消するため、教育相談体制を一層充実させます。
- ・ 学校教育活動全体で食に関する指導を推進し、アレルギー疾患を有する子どもへの適切な対応や学校給食への地場産物の積極的な導入の支援などに取り組みます。
- ・ 子どもたちが意欲的・主体的に運動に親しめるよう、新たに体育活動サポート員や地域の指導者を活用して学校における体育の授業・体育的行事や運動部活動等の充実を促進するとともに、関係機関や地域スポーツクラブ等と連携し、いつでも気軽にスポーツができる環境づくりに取り組みます。
- ・ 教職員の研修機会の確保と効果的・効率的な研修の実施のため、「ネットDE研修」*や市町教育研究所等との連携講座の継続実施に向けた取組を進めます。
- ・ 私立学校については、特色ある教育や教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減への支援に取り組むとともに、2010年度から創設される就学支援金制度等の円滑な運用に努めます。

施策名 132 スポーツの振興

主担当：教育委員会 社会教育・スポーツ分野 総括室長 田畑 知治 電話 059-224-2942

施策の目的

県民が、それぞれの好み、年齢や体力等に応じて、スポーツに親しんでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 主指標及び副指標の1項目は目標を達成し、基本事業は全項目とも目標を達成できましたが、副指標の1項目は目標を下回ったため、「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
公立スポーツ施設の 利用者数	—	6,740,000 人	6,820,000 人	7,060,000 人	7,100,000 人	1.00
	6,612,131 人	6,733,362 人	7,055,236 人	7,321,000 人		
【県の取組目標項目（副指標）】						
総合型地域スポーツ クラブ*の会員数 (13201)	—	22,500人	23,900人	25,300人	26,700人	0.86
	21,171人	23,256人	22,864人	21,748人		
全国大会における入 賞数 (13202)	—	76件	79件	82件	85件	1.00
	76件	82件	81件	89件		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
13201 地域スポーツ の推進	総合型地域スポーツクラブ数	54か所	55か所	1.00
13202 競技スポーツ の充実	—	—	—	—
13203 スポーツ施設 の整備・運営	県営スポーツ施設利用者数	613,300人	758,434人	1.00
	スポーツイベント等開催数	1,600回	2,921回	1.00

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	2,591	1,431	1,248	1,550	996
概算人件費		226	336	332	
(配置人員)		(25人)	(36人)	(35人)	

2009 年度の取組概要

- ・ 市町の総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、新たに 5 市町で 5 クラブが設立され、県内 23 市町で 55 クラブとなりました。
- ・ 2009 年 9 月 7 日から 9 月 13 日まで、三重県営サンアリーナにおいて、「2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会」を開催しました。また、新体操教室や指導者研修会、三重県新体操強化選手の合同練習会を支援しました。
- ・ 市町の振興とスポーツに対する県民意識の高揚を目的に、「第 3 回美（うま）し国三重市町対抗駅伝」を開催しました。
- ・ (財)三重県体育協会や競技団体、市町、民間企業、地域クラブの代表等からなる三重県競技力向上推進委員会のもと、競技力向上への取組を行いました。
- ・ 鈴鹿スポーツガーデンや総合競技場の改修など、県営スポーツ施設のサービス向上と安全確保に努めました。また、鈴鹿スポーツガーデン・総合競技場では、営業日・時間の延長を行い、利用者への利便性を高めました。
- ・ 「日本スポーツマスターズ2010三重大会」の開催に向け、関係団体と実行委員会を設置し、イベントの開催などを通じて大会のPRを行いました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 総合型地域スポーツクラブは、クラブ数（55 クラブ）について、目標を達成しました。会員数については、28 クラブが、昨年度の会員数を下回ったことにより、目標数を下回りました。
- ・ 「2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会」には、51 の国と地域から約 700 人の選手、役員の参加を得て、観客数は延べ 18,600 人でした。また、県内のジュニア(中学生以下)の新体操人口が約 5%増加(前年比)し、2,115 人になりました。2010 年度には、大会開催を記念し、国内トップクラスの指導者や選手を招待し、県内選手等を対象にした実技講習会を開催します。
- ・ 「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」は、全市町が参加し、約 13 万人の沿道等からの声援や市町の様々な応援イベントにより、盛大に開催することができました。
- ・ 各競技団体における競技力向上の取組により、全国大会入賞数は 89 件と目標を達成しましたが、国民体育大会の総合成績は 44 位（昨年度 40 位）となったことから、これまでの取組成果を十分検証し、今後一層、強化をはかる必要があります。
- ・ 県営スポーツ施設については、引き続き適正な整備・管理運営に努めるとともに、安全性の確保、利用者へのサービス向上と利用促進をはかる必要があります。
- ・ 日本スポーツマスターズの県民への認知度をさらに高めるとともに、大会開催を通じて、生涯スポーツのより一層の普及・振興をはかる必要があります。

2010 年度の取組方向

- ・ 現行の「第 6 次三重県スポーツ振興計画」の計画期間が 2010 年度で終了することから、「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。
- ・ 2010 年度末を目標に、総合型地域スポーツクラブの育成やクラブ間の連絡調整機能を持つ広域スポーツセンター*を関係団体と連携して設置します。
- ・ 「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」については、これまでの実施状況を踏まえて、関係機関と協議・検討し、第 4 回大会の開催に向け取り組みます。
- ・ 競技力向上に総合的に取り組むため、引き続き関係機関・団体と連携するとともに、「国民体育大会緊急強化対策プロジェクト事業」を実施します。
- ・ 鈴鹿スポーツガーデン水泳場機器・備品整備を実施するとともに、指定管理者のモニタリングを強化し、県営スポーツ施設の効果的運営と県民サービスの向上をはかります。
- ・ 「日本スポーツマスターズ2010三重大会」においては、スポーツの魅力や三重の魅力を発信できるよう、実行委員会を中心に万全な準備を進めて、開催します。

2 平成23年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 全日制課程

(1) 県内における平成23年3月の中学校卒業予定者は、平成22年3月の卒業生18,608人に比べ、669人減少し、17,939人となることが予想されます。

(2) 平成23年度の県内全日制高等学校への入学者数の算定にあたっては、前年度の本県高校進学状況の実績及び県内中学校3年生の進路希望状況等を勘案して、全日制進学率を92.7%、流出入率を99.3%としました。その結果、前年度の17,164人に比べ、651人減少し、16,513人と見込みました。

(3) このことから、県立高等学校全日制募集定員総数は、前年度の入学状況の実態や県内私立高等学校の募集定員等を踏まえて、前年度の13,465人に比べ、520人減少し、12,945人とするにとしました。

(4) 学級編制基準は、平成22年度と同じ40人を継続します。
〔水産高校 海洋科(30人)、機関科(35人)を除く。〕

2 定時制課程

前年度に比べ40人減少し、770人を募集することとしました。

3 通信制課程

前年度と同数の500人を募集することとしました。

《参 考》

中学校卒業生数の推移と予測

平成22年5月1日 教育改革室調べ

		H 22.3 卒 業	H 23.3 現中3	H 24.3 現中2	H 25.3 現中1	H 26.3 現小6	H 27.3 現小5	H 28.3 現小4	H 29.3 現小3	H 30.3 現小2	H 31.3 現小1
県内	卒業生数	18,608	17,939	18,231	18,123	18,279	17,689	17,843	17,486	17,394	16,830
合計	前年度対比	382	-669	292	-108	156	-590	154	-357	-92	-564
	H22.3 対比		-669	-377	-485	-329	-919	-765	-1,122	-1,214	-1,778

項目	数値	説明事項			備考
		前年度実績値	前年度計画値	前年度計画	

A 中学校卒業見込み生徒数 (人)	17,939	18,608	18,628	対比	-669	この項のみ前年度実績対比
-------------------	--------	--------	--------	----	------	--------------

全 日 制	B 進学率 (%)	92.7	91.0	92.7	対比	0.0	
	C 進学者数 (人)	16,629	16,931	17,268	対比	-639	$C = A \times B / 100$
	D 流出入率 (%)	99.3	99.1	99.4	対比	-0.1	過去3年の平均
	E 県内高校への入学者数 (人)	16,513	16,595	17,164	対比	-651	$E = C \times D / 100$
	F 県立高校募集定員 (人)	12,945	13,408	13,465	対比	-520	
	G 県内私立高校の募集定員 (人)	3,605	3,382	3,740	対比	-135	
	H 県内公私立高校の総定員 (人)	16,550	16,790	17,205	対比	-655	$H = F + G$

定 時 制	I 進学率 (%)	2.3	2.3	2.3	対比	0.0	過去3年の平均
	J 進学者数 (人)	413	436	428	対比	-15	
	K 県立高校募集定員 (人)	770	489	810	対比	-40	

特別 支援	L 進学率 (%)	0.6	0.7	0.6	対比	0.0	過去3年の平均
	M 進学者数 (人)	108	151	112	対比	-4	

N 県内高校への入学者数に対する公私比率	78.4:21.8	79.9:20.1	78.4:21.8			
----------------------	-----------	-----------	-----------	--	--	--

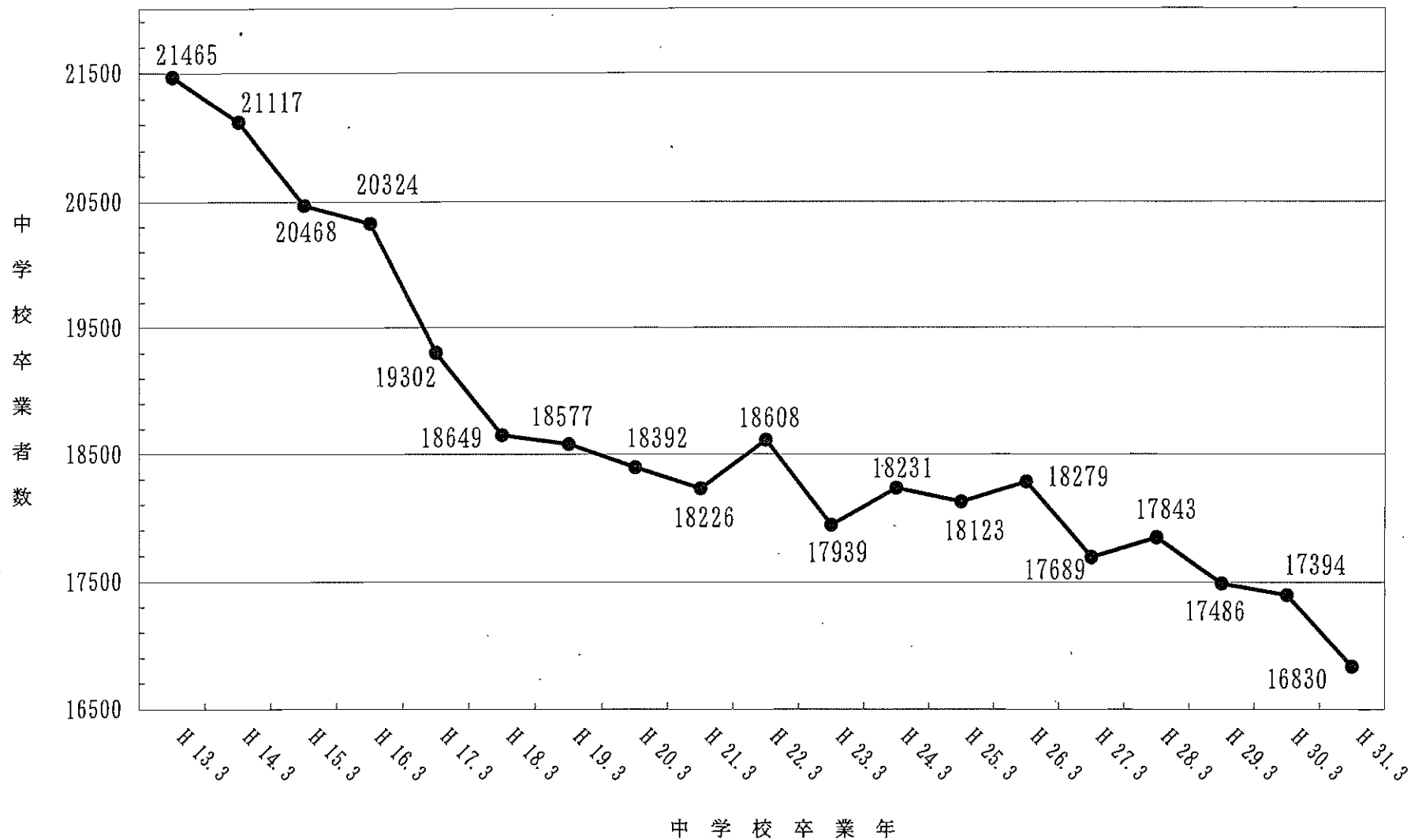
(参考)

高 専	O 進学率 (%)	2.1	2.0	2.1	対比	0.0	過去3年の平均
	P 進学者数 (人)	377	367	391	対比	-14	

Q 進学者総数 (人)	17,527	17,885	18,199	対比	-672	$Q = C + J + M + P$
R 総進学率 (%)	97.7	96.1	97.7	対比	0.0	

三重県中学校卒業者の推移と予測（含社会増）

平成22年5月1日調査



3 次期教育振興ビジョン（仮称）の審議経過について

1 次期教育振興ビジョン（仮称）の審議にかかる会議の開催状況

次期教育振興ビジョン（仮称）（以下「次期ビジョン」という。）の審議は、教育改革推進会議における全体議論と、教育改革推進会議に設置した3つの部会における教育課題ごとの議論を、適切に組み合わせることによって進めています。

特に、各教育課題については、原則として、部会で2回の議論を重ねた後、教育改革推進会議の本会議で議論し、再度部会での議論を行うという方法を採用することにより、審議の深化・充実を図っています。（※策定体制は23頁参照）

(1) 教育改革推進会議

回	開催日	審議内容
21年度 第1回	21.8.5	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重の教育にかかる課題」についての教育委員との意見交換 ・次期ビジョンにかかる基本的事項について ・策定の進め方について
第2回	21.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・次期ビジョンの体系について ・「部会」における検討テーマについて ・「子どもたちに育みたい力」について ・基本方針について
第3回	22.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別県民懇談会の報告について ・中高生懇話会の報告について ・特別支援教育の推進について ・学力の育成について ・豊かな心の育成について
第4回	22.3.19	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念等について ・教員の資質の向上について ・教員が働きやすい環境づくりについて ・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について
22年度 第1回	22.5.10	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒への対応について ・家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について ・幼児期からの一貫した教育について ・健康教育の推進について ・児童生徒の安全・安心の確保について
第2回	22.6.17	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・スポーツの推進について ・国際理解教育の推進について ・キャリア教育の充実について ・情報教育の推進について ・高等学校入学者選抜制度、中高一貫教育、高等学校の再編活性化について ・環境教育の推進について ・三重県らしい教育の推進について ・問題行動への対応と中途退学の防止について ・感性を育む教育の推進について

(2)教育振興ビジョン検討第1部会（推進会議委員6名、部会委員4名：計10名）

包括テーマ：「特別支援教育、家庭・地域の教育力」

回	開催日	審議内容
第1回	21. 8. 27	・特別支援教育の推進について①
第2回	21. 9. 17	・特別支援教育の推進について②
第3回	21. 10. 26	・特別支援教育の推進について③
第4回	21. 11. 25	・特別支援教育の推進について④
第5回	22. 1. 14	・特別支援教育の推進について⑤
第6回	22. 3. 11	・家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について① ・幼児期からの一貫した教育について①
第7回	22. 4. 21	・家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について② ・幼児期からの一貫した教育について② ・社会教育・スポーツの推進について①
第8回	22. 5. 25	・社会教育・スポーツの推進について② ・第6回～第8回を通じた議論

(3)教育振興ビジョン検討第2部会（推進会議委員7名、部会委員4名：計11名）

包括テーマ：「学力の育成、学校の教育力」

回	開催日	審議内容
第1回	21. 11. 12	・学力の育成について①
第2回	21. 12. 17	・学力の育成について② ・教員の資質の向上について① ・教員が働きやすい環境づくりについて①
第3回	22. 2. 18	・教員の資質の向上について② ・教員が働きやすい環境づくりについて② ・外国人児童生徒への対応について①
第4回	22. 4. 19	・外国人児童生徒への対応について② ・国際理解教育の推進について① ・キャリア教育の充実について① ・情報教育の推進について①
第5回	22. 5. 20	・国際理解教育の推進について② ・キャリア教育の充実について② ・情報教育の推進について② ・高等学校入学者選抜制度、中高一貫教育、高等学校の再編活性化について①

※第3回には、外国人児童生徒への対応について、専門的な立場からの説明・意見をいただくため、津市立白塚小学校 教諭 青木幸枝さんを招聘しました。

(4)教育振興ビジョン検討第3部会（推進会議委員7名、部会委員4名：計11名）

包括テーマ：「豊かな心、健やかな体」

回	開催日	審議内容
第1回	21.11.10	・豊かな心の育成について①
第2回	21.12.21	・豊かな心の育成について② ・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について①
第3回	22.2.12	・いじめ問題・不登校児童生徒への対応について② ・児童生徒の安全・安心の確保について① ・健康教育の推進について①
第4回	22.4.12	・児童生徒の安全・安心の確保について② ・健康教育の推進について② ・環境教育の推進について① ・三重県らしい教育の推進について①
第5回	22.5.17	・環境教育の推進について② ・三重県らしい教育の推進について② ・問題行動への対応と中途退学の防止について① ・感性を育む教育の推進について① ・第1回～第5回を通じた議論

※第2回には、いじめ問題・不登校児童生徒への対応について、専門的な立場からの説明・意見をいただくため、NPO法人フリースクール三重シューレ 代表 石山佳秀さんを招聘しました。

次期教育振興ビジョン（仮称）策定体制

【目的】

・本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す。

【計画期間】

・平成23年度から5年間（10年先を見据えた5年の計画）

☆教育改革推進会議

三重県の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議

○第1部会

テーマ

特別支援教育、
家庭・地域の
教育力

○第2部会

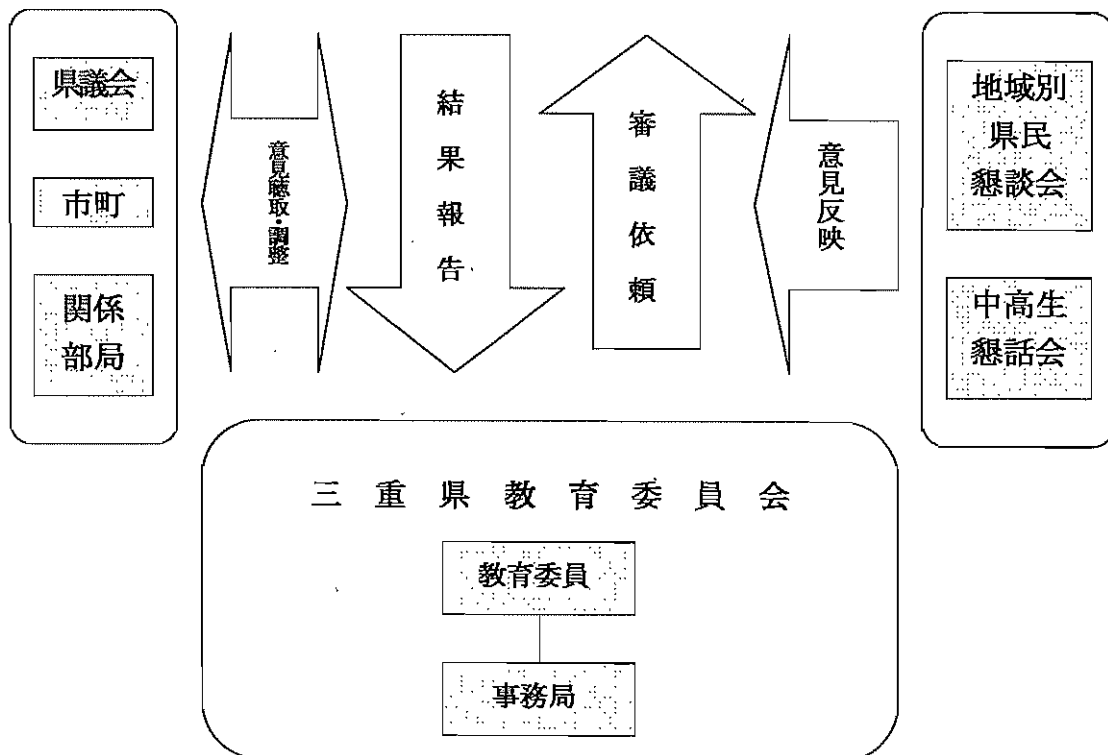
テーマ

学力の育成、
学校の教育力

○第3部会

テーマ

豊かな心、
健やかな体



2 基本的事項

次のとおり合意しています。

(1) 計画期間

10年先を見据えた5年間（平成23年度から27年度）

(2) 対象範囲

三重県教育委員会が直接所管する「三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること」に加え、「これらと密接な関係を有し、三重県教育委員会が、他部局との連携はもとより『新しい時代の公』の観点から、市町、民間企業、NPO、県民など多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野」（例：地域・家庭の教育力向上、子育て支援）

※なお、次の事項は、原則対象範囲とはしませんが、三重県教育委員会との連携にかかる部分については対象に含めます。

- ・大学（短期大学を含む）以上の高等教育
- ・私学の振興
- ・生涯学習の振興に関する基本的な方針、計画

(3) 位置づけ（教育基本法との関係）

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

3 「三重の教育のあるべき姿」にかかる地域別県民懇談会の開催結果

(1) 開催趣旨

県内各地域において、「三重の教育のあるべき姿」についての県民の方々の意見を聴取し、次期ビジョンの審議過程に反映させるために開催しました。

(2) 開催日時、会場、参加者数

開催日時	開催地域	参加者数（人）				進行
		県民	県会議員	推進会議	教育委員	
11月7日(土)	伊賀市	18	1	2	1	事務局
11月14日(土)	尾鷲市	17	1	1	1	事務局
11月15日(日)	伊勢市	18	0	3	1	中村委員
11月21日(土)	津市	16	0	6	1	山田会長
11月22日(日)	四日市市	17	1	3	0	杉浦委員
(計)		86	3	15	4	

※県民の男女別内訳は、男50、女36

※教育委員は教育長を除く数

(3) いただいた意見の概要

- ① 全体を通じて、学校に対する批判的な意見は少なく、むしろ学校現場の多忙化を懸念する支援的な意見が目立ちました。
- ② こうした傾向と呼応して「家庭・地域の教育力の向上」に言及する方が参加者全体の半数近くに及びました。その多くが、「家庭が躰をもっときちんとすべき」、「地域の教育力をもっと活用してはどうか」という意見でした。自ら支援を申し出る方や住民が参画できる仕組みを作ってほしいと言われる方も複数名おられました。
- ③ 教育のあり方に関しては、子どもたちを「尊敬できる人間」として見る、子どもの目線に立つ、管理するのではなく見守るなど、子どもたちを信頼する立場に立った意見が多く出される一方で、学校の乱れを懸念し、毅然とした対応を求める声も目立ちました。
- ④ 学校教育の内容に関しては、学力の向上にかかる意見も一定数いただきましたが、それよりもむしろ規範意識や社会性の向上といった、豊かな心の育成に重点を置く意見が多くを占めました。
- ⑤ 教員に関する意見も多数いただき、教員が働きやすい環境づくりを進める必要があるとの意見が目立ちました。なお、教員の資質向上を求める声も一定数いただいています。

4 中高生懇話会（こども会議）の開催結果

(1)開催趣旨

現在学校や地域などで様々な学習に取り組んでいる中学生、高校生の皆さんから、教育に対する率直な意見を聴取し、次期ビジョンの審議過程に反映させるために開催しました。

(2)開催方法

健康福祉部こども局の事業である「こども会議」を活用して開催しました。

（「こども会議」の募集要項に沿って、開催を希望する団体を公募したところ、県立高校2校、市立中学校2校から応募があり、当該校の自主的な運営により会議を開催しました。）

(3)会議のテーマ

「こんな学校だったらいいな。今の学校のこんなとこいやだな」
～今、学校に望むこと～

(4)開催日時、場所、参加者数

開催日時	開催校	参加者数（人）						
		中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
10月30日(金)15:45~17:00	崇広中(伊賀市)	0	0	14	0	0	0	14
11月26日(木)14:30~16:00	中部中(四日市市)	2	0	5	0	0	0	7
11月26日(木)15:40~17:00	宇治山田商高	0	0	0	3	3	4	10
12月10日(木)16:00~17:20	津高	0	0	0	2	8	0	10
(計)		2	0	19	5	11	4	41

※参加者の男女別内訳は、男25、女16

(5)会議の進め方

- ①会議の司会進行は子どもたち自身が行いました。
- ②各学校が独自の方法で会議を進行しました。

(6)意見の概要

- ① 全体を通じ、学校の中で日頃から感じている課題や疑問点の解消に向けた建設的な意見が多く、子どもたちが学校生活の充実に向けて真剣な思いを持っていることがうかがい知れる中身の濃い会議となりました。
- ② テーマが「今、学校に望むこと」ということもあり、施設設備の充実、校則の改善、新たな仕組みの導入など、学校運営全般の充実に関する意見が多くを占めました。学習内容の充実や教育システムの改善に関する意見もいくつか出されました。
- ③ 子どもたちの意見の多くに共通するのは、「もっと自分たちを信じて任せてほしい」「もっと自分たちの立場に立ってほしい」という真摯な思いでした。今後子どもの目線に立った教育のあり方を考える上で、多くの示唆を含むものと考えられます。

5 今後の予定

今後、平成22年度に教育改革推進会議を6回開催し、22年11月頃を目途に次期ビジョンを策定する予定です。

	教育改革推進会議	部会関係	議会等
22年度 4		■部会開催 (第1～3部会)	■教育委員会への経過報告 (4/20)
5	22年度第1回教育改革推進会議 (5月10日) ・部会報告に基づく教育課題の審議	■部会開催 (第1～3部会)	
6	第2回教育改革推進会議 (6月17日) ・部会報告に基づく教育課題の審議		■議会への経過報告(6/18)
7	第3回教育改革推進会議 (7月) ・ビジョン中間案の審議	■部会開催 (第1～3部会)	■教育委員会への経過報告
8	第4回教育改革推進会議 (8月) ・ビジョン中間案の審議 (数値目標等も含め)		
9	パブリック コメント実施		
10	第5回教育改革推進会議 (10月上旬) ・パブリックコメントを受けた修正案の審議		■議会、教育委員会への経過報告
11	第6回教育改革推進会議 (11月上旬) ・報告案の審議～報告		
12			■教育委員会での決定 ■議会への報告

6 総論の審議状況

ビジョンの総論部分は、次案により「緩やかな合意」を得ています(継続審議中)。

(1) 基本理念

私たちは子どもたちを信じ	}	「2つの決意」
学校・家庭・地域が一体となって		
子どもたちの大いなる可能性を引き出し	}	「不易」の部分
その輝く未来づくりに向けて取り組みます		
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～		

① 中心に据える考え方

10年先を見据え、激動の時代だからこそ大切にされなければならない教育の「不易」の部分、「子どもたちの大いなる可能性を引き出し、育んでいくこと」、「子どもたちの成長を促すこと」ととらえ、基本理念の中心に据えます。

② 2つの決意

「2つの決意」を盛り込みます。

- ◇ 子どもたちの目線に立つ、子どもたちを信頼して見守るという、教育にたずさわる者の決意
- ◇ 多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合うという、地域社会の決意

③ 「2つの決意」を盛り込む理由

◇ 「子どもたちを信じ」の部分

(a) 子どもたちへのメッセージ

子どもたちをかけがえのない存在としてとらえ、その大いなる可能性を信じるという基本姿勢を、子どもたちへのメッセージとして表現します。中高生懇話会における「もっと自分たちを信じて任せてほしい」という子どもたちの真摯な意見にも応えます。

(b) 「三重県子ども条例(仮称)」制定の動き

平成23年春の制定を目途に策定作業が進められている「三重県子ども条例(仮称)」の、「子どもたちが本来持つ『育つ力』を見守る」という考え方を踏まえます。

(c) 地域別県民懇談会における意見

地域別県民懇談会において、子どもたちを「尊敬できる人間」として見る、子どもの目線に立つ、管理するのではなく見守るなど、子どもたちを信頼する立場に立つ意見が多く出されたことに応えます。

(d) 学校経営品質の「学習者等本位」

三重県教育委員会が推進する「学校経営品質」の根幹をなす理念が「学

習者等本位」であり、子どもたちの目線に立った教育が三重の教育の「礎」であることを踏まえます。

◇「学校・家庭・地域が一体となって」の部分

(a) 社会全体で教育に取り組む重要性を再認識する時代潮流

家庭や地域の教育力低下や社会全般の規範意識の低下等が指摘され、社会全体での教育の重要性が再認識されていることを踏まえます。

(b) 「新しい時代の公」の実現

三重県政が総合計画「県民しあわせプラン」を推進する中で、政策展開の基本におく「新しい時代の公」（多様な主体が参画し、行政と共に『公』を担うことにより、住みよい地域社会をつくろうという考え方）を教育の分野で実現する姿勢を示します。

(c) 地域別県民懇談会における意見

地域別県民懇談会において、家庭・地域の教育力向上に関する意見が多く出され、県民総参加で教育に向き合うことへの気運の高まりが認められたことに応えます。

(2) 子どもたちに育みたい力

「基本理念」と併せて、将来「子どもたちに育みたい力」を掲げ、三重の教育が目指す子ども像を明示します。

10年先を展望し、激動の時代を生きるための力を2項目に整理します。

① 自立する力（輝く未来を拓く力）

- 学力
- 自信・自尊心・自己肯定感
- 自主性
- 健康・体力
- 意欲・夢を描く力
- 勤労観

② 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

- 社会性、コミュニケーション力
- 三重を愛する心
- 規範意識
- 感動する心
- 公共性・社会参画意識

【説明】

① 自立する力（輝く未来を拓く力）

激動の時代にあって、自らの夢の実現を目指し、主体的に学び、立ちほかかる壁を乗り越え、自信と意欲、高い志を持って、輝く未来を切り拓いていく力

② 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

規範意識、公共の精神、思いやりの心、郷土に対する誇りや愛情を持ち、

豊かな人間関係を築くとともに、文化や価値観の多様性を認め合い、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重しながら、共に支え合い生きていく未来の創造に貢献する力

(3) 基本方針

全体を貫く基本的な取組姿勢を示すため、「基本方針」を明記します。

①一人ひとりの違いを認め合い、個性を伸ばします

個性や価値観の多様性、異質性を認め合い、共に生きる力を育むとともに、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばしていくきめ細やかな教育を行います。

②子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います

幼児期から小学校、中学校、高等学校が連携し、常に子どもたちの目線に立った、一貫した理念に基づく教育を行います。

③魅力ある学校づくりを行います

学校運営、授業等の工夫改善を進め、子どもたちが意欲を持って学習活動に取り組める、魅力ある学校づくりを行います。

④地域に根ざした学校づくりを行います

地域住民の意見の学校運営への反映、学校施設の開放などを通して、地域との連携協力を深め、学校と地域がともに支えあい、発展しあう、地域に根ざした信頼される学校づくりを行います。

⑤教職員のやりがいを高めます

学校長の適切なリーダーシップのもと、教職員が創造性を発揮し、情熱とやりがいを持って、子どもたちと向き合い、指導に専念できる職場づくりを行います。

⑥郷土の教育資源を活かします

三重県の有する美しい自然や多彩な文化、歴史、地域の様々な分野で活躍する人材等を教育に活かします。

⑦社会の変化に柔軟に対応します

少子化・高齢化、経済・社会のグローバル化、雇用形態の多様化、環境問題の一層の深刻化、高度情報化など、時代の変化に的確かつ柔軟に対応した教育を行います。

【留意点】

◇学校経営品質の4つの理念を盛り込みました。

(学習者等本位②、独自能力③、教職員重視⑤、社会との調和④)

◇県政の政策展開のベースを盛り込みました。

(文化力⑥) ※「新しい時代の公」は基本理念に反映

(4) 基本施策

次の6区分を「基本施策」とし、その下に「特別支援教育の推進」等の「施策」を分類していくこととします。

①自己実現する力の育成

学校教育の内容のうち、「学力」の育成に比重を置く施策及び「特別支援教育」

②豊かな心の育成

学校教育の内容のうち、「豊かな心」の育成に比重を置く施策

③健やかな体の育成

学校教育の内容のうち、「健やかな体」の育成に比重を置く施策

④信頼される学校づくり

学校づくり、教職員、学校施設など学校教育の基盤に関する施策

⑤多様な主体で教育に取り組む社会づくり

家庭・地域の教育力向上に関する施策

⑥社会教育・スポーツの振興

社会教育、地域スポーツの振興、文化財保護等に関する施策

(5) 「推進計画」の考え方

12年間の計画期間を持つ現行ビジョンは、四次にわたる「推進計画」を策定して具体的施策を展開してきましたが、次期ビジョンの計画期間は5年間であり、「推進計画」は策定せず、ビジョンが推進計画の役割を併せ持つものとしします。

【理由】

県政全体の総合計画「県民しあわせプラン」の次期戦略計画が、平成23年度を初年度とする4年計画との想定で策定作業が進められており、これに盛り込む4年間の事業内容を、次期ビジョン策定と並行して決定する必要があります。このため、これより短い期間の「推進計画」を策定する意義は薄いと考えられます。

ビジョン体系（イメージ図）

《基本理念》

私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A) 自立する力（輝く未来を拓く力）

- ◎学力
- ◎意欲・夢を描く力
- ◎自信・自尊心・自己肯定感
- ◎健康・体力
- ◎自主性
- ◎勤労観

(B) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

- ◎社会性・コミュニケーション能力
- ◎規範意識
- ◎公共性・社会参画意識
- ◎三重を愛する心
- ◎感動する心

《基本施策》

- 1 自己実現する力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
- 6 社会教育・スポーツの振興

《基本方針》

- (1) 一人ひとりの違いを認め合い、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います
- (3) 魅力ある学校づくりを行います
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員のやりがいを高めます
- (6) 郷土の教育資源を活かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

7 各教育課題にかかる審議状況

現在のところ、今後の基本的な取組方向について、以下のような議論が進んでいます。

(1) 第1部会関係

① 特別支援教育の推進

- ◇ ノーマライゼーションの理念等に基づく共生社会の実現を目指し、より地域に近いところで、障がいのある子どもたちへの対応を進めていくという基本方向を重視することが望ましい。10年先を見据え、通級指導教室、特別支援学級、さらには高等学校における特別支援教育の充実を図ることが重要である。
- ◇ 一方、今の通学適齢期の子どもたちのニーズに応えることも大切であり、特別支援学校の意義を認め、対応が求められている地域について、整備を進めていくことが必要である。
- ◇ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から一貫した教育を進めるとともに、卒業後の充実した社会生活を保障していくため、進路指導及び就労支援のさらなる充実を図ることが重要である。

② 家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化

(家庭の教育力向上)

- ◇ 少子化を背景に、幼い子どもと接するような、育児能力につながる体験が減少し、子どもへの接し方を知らないまま親になるケースが増えていることから、学校教育において、「家庭科」の学習や、乳幼児と直接接触する体験等を通して、次代の親となる子どもたちに、親になるための力を育てていくことが重要である。
- ◇ 核家族化、少子化、共働きの増加等の環境変化の中で、家庭が従来の教育力を維持できなくなっている現状を踏まえ、家庭の教育力向上をめざした場づくり、情報発信等の働きかけを積極的に行うとともに、機能を充分果たせない家庭に対しては、社会全体で支援していくことが必要である。
- ◇ ワーク・ライフ・バランスの取組を一層進め、父親の育児参加を促進し、仕事と子育てを両立できる社会を構築していくことが必要である。

(地域の教育力向上と連携・協力の強化)

- ◇ 地域の教育力の向上に向け、住民の連帯感を高める取組(地域行事等)、子どもたちと住民との接点を創る取組(子どもSOSの家等)、住民の学校への関心を高める取組(学校だより等)、学校から住民への謝意を伝える取組等を重視し、子どもを持つ家庭だけでなく、「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出を目指していくことが重要である。
- ◇ 教員は自分たちだけで問題を解決しようとする意識を転換し、学校教育の充実や多忙化の軽減に向けて、教員の対応では限界のある専門的な業務や必ずしも教員が行う必要のない業務に、外部の専門家や人材を積極的に活用する

ことが望ましい。折しも健康で時間的に余裕のある高齢者が増加しつつあり、こうした方々を学校教育に活用していくことが、心の教育に有効であると同時に、高齢者の生き甲斐の増進にもつながる。

- ◇ 学校の教育資源を生かして地域に貢献することも重要であり、特に、「敬老会で演奏を披露する」、「地域の家の玄関先に花を植えていく」など、教育活動の中で、子どもたち自身が地域貢献する取組は、豊かな心の形成につながるとともに、地域住民の協力意識が高まることも期待でき、有効である。

③ 幼児期からの一貫した教育

(幼児教育の充実)

- ◇ 幼児教育の充実には、家庭・地域との密接な連携・協力が不可欠であり、毎日の送迎の機会等を有効に活用し、保護者と教職員が「子育てを共にする連帯感」を形成する等により、家庭との連携を確保するとともに、老人会との連携による高齢者との交流など、地域の教育力を積極的に活用し、全体としての教育活動を豊かなものとしていくことが重要である。
- ◇ 子どもを持つ親にとって身近な存在である幼稚園は、子育て支援など、家庭の教育力向上に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されており、各施設の創意工夫により、親子で参加する行事の開催、保護者同士の交流機会の創出、情報の提供、子育てに関する相談・助言などの取組を進め、「地域に開かれた次世代育成の拠点」となる方向を目指す必要がある。
- ◇ 幼稚園や保育所は、家庭教育との関係が密接であり、男女共同参画、父親の育児参加の立場からも、男性教職員の増員を図ることが重要である。

(学校種間の連携の推進)

- ◇ きめ細かな教育の実現に向け、子どもたち一人ひとりの長所、課題、個性等にかかる指導上の情報を、幼児期から高校まで、学年や学校種を越えて引き継いでいく仕組みを、すべての子どもたちに適用することについて、検討する必要がある。
- ◇ 学校種ごとの「節目」の時期において、期待と不安に揺れる子どもたちが、安心して環境変化に適応できるよう、学校行事への相互訪問、同じ中学校区の小学校同士の交流、授業体験・部活動体験など、子どもたちの事前交流を積極的に行うことや、小学校と中学校が同じ地域ボランティアに入っていたく等々の工夫を行うことが大切である。
- ◇ 学校種間の連携の推進に向けて、複数の学校種の教員の合同研修、授業交流、相互見学、人事交流などの教員交流を進めることが有効である。

④ 社会教育・スポーツの推進

(社会教育の推進)

- ◇ 社会教育は、子どもたちが異世代・異年齢との交流から、社会のルールや習慣、人間関係形成能力を身につける上で大切な役割を果たす等の意義があり、公民館活動を学校教育に活用するなど、学校教育と社会教育の連携、融合を推し進めていくことが重要である。

- ◇ 社会教育を推進するため、県として、多様な住民活動をリードする指導者やコーディネーター、市町の行政担当者などに対し、専門的な研修の実施、有益かつ計画的な情報の提供、ネットワークづくりに向けた交流の場の提供などの取組を行っていくことが必要である。
- ◇ 社会教育について、すべてを自治体が担うのは難しく、多様な主体との協働を進め、官の良さ、民の良さを生かし、計画的な取組を進めていくことが大切である。

(文化財の保存・活用・継承)

- ◇ 各地区に伝わる特色ある郷土文化を継承していくため、地域の踊りや祭りなどの文化資源を見つめ直し、幼少時から、子どもたちに関わりを持たせていくことが大切である。そうした教育が、三重県の「文化力」を磨くことにつながる。
- ◇ 教員が地域の文化財を活用するとともに、文化財関係施設等と学校との連携を一層進め、子どもたちが「本物」の文化財に触れる機会を確保することが重要である。
- ◇ 文化財の保存・継承が難しくなりつつある社会状況の中、県民自らが文化財の保護を通じて地域の誇りや愛着を増し、「ひとづくり」や「まちづくり」につなげていくことが大切である。また、こうした観点からの国・県の役割も重要であり、ソフト、ハード両面からの取組を推進していく必要がある。

(地域スポーツの振興)

- ◇ 子どもたちが基礎体力を自然に身につけることのできる「場」が失われつつあり、社会全体で積極的に「場づくり」をしていくという観点から、「ファミリースポーツ」の推進を図り、総合型地域スポーツクラブの活動に、家族で参加できる「仕組み」を整えること等により、子どもたちを巻き込んでいくことが重要である。
- ◇ 競技力の向上を図るため、県としての「本気」を示すことが重要であり、国内外の大会で活躍できる人材の育成を目指し、小中学校や地域スポーツ団体で活躍している子どもを発掘し、一貫指導を施す等の取組を行うことが必要である。
- ◇ 地域スポーツの指導者が高齢化しており、後継者の育成が急務である。特に、競技力の向上は、指導者の資質に負うところが大きく、指導者を育てるにも良い指導者が必要となることから、優秀な指導者の招聘を進めるべきである。

(2)第2部会関係

①学力の育成

- ◇ 全国学力・学習状況調査等を活用して、子どもたちの現状や課題を的確に把握し、少人数教育のさらなる推進、カリキュラムの工夫・改善等により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を目指すとともに、知識・技能を活かす力である問題解決能力、コミュニケーション能力等の育成に注力していくことが肝要である。

- ◇ 学校教育法の「学力」に加え、問題解決能力や社会参画意識などを特に育んでいくというような形で、三重県型の学力育成方針を打ち出せないか検討する必要がある。
- ◇ 「クオリティ・オブ・ライフ」が重視され、一人ひとりの人生を価値あるものにすることが大きな社会的目標になりつつある今、子どもたちの目線に立ち、「子どもたち自身の人生を価値あるものにするために教育はある」という認識のもとに学力をとらえ、子どもたちに伝えていくことが望ましい。

②教員の資質の向上

- ◇ 求める人材を確保するため、教員養成機関との連携を重視し、県教育委員会が、公正・公平の観点に十分留意した上で、教員養成機関に対し、求める教員の資質や能力要件を明確に示し、教員養成機関がその要請に応える形の連携を推進していくことが重要である。
- ◇ 採用選考については、採用時に資質・能力を見極めるための仕組みの充実を進め、人物重視の選考を行うことにより、子どもたちのために情熱を持って取り組める人材を確保する必要がある。また、社会的な経験を重視し、採用年齢要件の上限を撤廃するなどにより、社会人経験者の採用を積極的に推進することが重要である。
- ◇ 研修については、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業への有効度を絶えず検証しながら、継続的な改善を図る必要がある。また、教育委員会がリーダーシップを発揮し、相互に授業を公開し、共に向上するという授業力向上の方針を示すなど、OJTによる人材育成を推進するべきである。さらに、管理職の資質向上に向けた総合的な取組を進める必要がある。

③教員が働きやすい環境づくり

- ◇ スクールカウンセラーなどの専門職種の学校への導入を積極的に推し進め、学校が教員以外の多様な専門職種の職員によってサポートされるという方向を目指すことにより、教員が自己発展できる環境を創出することが望ましい。
- ◇ 子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、教員の対応では限界のある専門的な業務や必ずしも教員が行う必要のない業務に、外部の様々な専門家や人材を積極的に活用していく方針を打ち出すことが望ましい。
- ◇ 困難事案は、教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みを構築する必要がある。また、理不尽な要求に毅然とした対応を行うため、学校に対する法律相談的な支援を行うことが望ましい。

④外国人児童生徒への対応

- ◇ 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国一高いという地域特性を前向きにとらえ、すべての外国人児童生徒に日本人と同等の教育を受ける権利を保障するとともに、一人ひとりがかげがえのない社会の構

成員であるとの基本認識に立ち、その将来的な自己実現に向けた積極的な教育活動を進め、我が国を先導する多文化共生社会の実現を図るべきである。

- ◇ 外国人児童生徒教育は、「こういう指導をすれば日本の子どもにもよく分かる」という気づきの蓄積を生み、教育の原点である「子どもたちの視点に立ったきめ細かな指導」の重要性を再認識させてくれる。外国人児童生徒にかかる教育課題と向き合う中で得られた気づきを、すべての子どもたちの学力保障の視点として、今後に生かすべきである。
- ◇ 外国人児童生徒と共に学ぶことは、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を学ぶ貴重な機会となる。日常の問題解決のために話し合う活動や人権学習等を通じ、小学校低学年時から継続して、多文化共生社会をつくるための実践力を育てていくことが大切である。
- ◇ 外国人労働者を雇用する企業にも一定の協力を要請し、企業内教育を通じた保護者啓発など、適切な連携の方向を検討することが必要である。なお、外国人労働者問題を地域社会全体の課題としてとらえ、「地域の国際戦略」のような県行政全体を巻き込んだ地域ビジョンを示し、企業や関係機関等とともに、地域全体で問題解決に取り組んでいく方向も視野に入れる必要がある。
- ◇ 日本語指導を効果的に進めるため、子どもたちの日本語能力を客観的に判断するための基準を確立し、県全体で共有していく方向を目指すべきである。また、外国人生徒の将来の自己実現を見据え、高校への進学を、全日制も含め一層促進していくことが重要である。

⑤国際理解教育の推進

- ◇ 国際社会で信頼され、活躍できる人材を育成するためには、「コミュニケーション能力」に加え、「世界の動向に対する関心」、「国際社会の発展に積極的に携わろうとする態度」、「文化、習慣、価値観の違いを受け入れることのできる素養としての『寛容さ』」などを育てていくことが重要である。
- ◇ 英語教育を、読み書きを中心とした教育から、コミュニケーション能力重視の教育へと進化させていく必要がある。そのことも含め、ALTなど、外国語が話せる人材、あるいは外国の文化の中で一定期間過ごした経験のある人材を、臨時職員などあらゆる任用制度を活用して教員の中に増やしていく方向を目指すことが必要である。
- ◇ 日本を取り巻く国際環境の変化に応じ、高校レベルでポルトガル語、中国語など様々な外国語を学べる環境を整えることが望ましい。

⑥キャリア教育の充実

- ◇ キャリア教育は、「働くことの尊さ、厳しさ」、「すべての職業が素晴らしいということ」、「働く仲間を大事にすべきこと」を子どもたちに伝えていく必要がある。また、進学や就職など「通過点」に過ぎないものを最終目標に置くことは避け、生涯を見据えたトータルのキャリアデザインを目指していくことが重要である。「起業家精神」を育むことも大切である。
- ◇ 教育課程に「市民科」という科目を創設するなど、「働くことや社会のこと

を考える力」を含む「市民としての資質」を育むための特段の仕組みを導入する必要がある。

- ◇ 「社会にはどのような職業があり、その職業に就くためにはどうすれば良いか」について考える学習機会を、中学生のうちに設定することが望ましい。これにより、子どもたちが受験中心の発想から脱却し、高校進学時に自分の人生設計に基づき進路を選択できるようになることが期待される。

⑦情報教育の推進

- ◇ 情報を活用する側の「主体性」を重視し、情報機器をあくまで「道具」としてとらえる態度、情報技術と一定の距離が置ける力、インターネット上の情報を過信せず、夥しい情報の中から適切な情報を選択し活用する能力等を子どもたちに育てていくことが重要である。
- ◇ 情報技術を活用すれば、これまで社会との接点の少なかった子どもたちの世界が広がる可能性があり、こうした側面を重視していくことが大切である。特に、特別支援教育においては、情報機器の活用によって、子どもたちの社会参加の可能性が高まる効果が見られ、情報活用能力の育成を一層推進していくことが重要である。
- ◇ 情報モラル教育を充実させ、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育む必要がある。携帯電話については、あらゆる情報を取り扱うことのできる「情報端末」と認識し、学校への持ち込みを禁止するのではなく、安全で適切な使用方法の指導を徹底していくことが重要である。

(3) 第3部会関係

①豊かな心の育成

- ◇ 豊かな心の育成に向けては、コミュニケーション能力の育成、体験学習の有効活用、家庭の教育力の向上、地域の幼児や高齢者など多様な人々との交流、地域との連携等を重視していくことが望ましい。
- ◇ 規範意識の育成については、学校・地域・家庭が連携し、あらゆる機会を捉えて子どもたちに働きかけていく必要がある。大人が見本を示すことが重要であり、学校では、まず教員がルールを守り、良き見本となる必要がある。
- ◇ 規範意識は、大人が身につけさせるものではなく、子どもたちが自らの心を耕して身につけていくものであり、「待つ」姿勢を重視した指導を行うことが重要である。一方、最低限守らなければならないルールを守れない場合においては、適切かつ毅然たる指導を行い、ルールを守ることの必要性をきちんと伝えていくことが不可欠である。

②いじめ問題・不登校児童生徒への対応

(いじめ問題への対応)

- ◇ いじめの根本的な解消に向けては、子どもたちの人権感覚を高めるとともに、異質なものを取り込める力を育成する必要がある。また、いじめを制止した子が逆にいじめにあわないようなチームワークを形成することや、子ど

もたちの内から起きる取組を大切に支援すること等を重視すべきである。

- ◇ いじめ問題は「するを許さず、されるを責めず、傍観者無し」という対応を基本に置きつつ、教員個人ではなく、組織として、あるいはチームを形成して対応することが望ましい。学校だけでは対応が困難な場合には、関係機関が連携して問題解決にあたる必要がある。
- ◇ 携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、情報モラル教育に注力していくとともに、「学校非公式サイト」の検索、監視、削除代行等の取組を継続していくことが望ましい。

(不登校児童生徒への対応)

- ◇ 不登校は中学1年生で急増する傾向にあることから、中学校区ごとに小中学校の連携を推進し、子どもたちが中学校に馴染みやすくする取組を進めるとともに、中学1年生における少人数教育の推進、仲間づくりのための参加体験型学習の充実等を図ることが重要である。
- ◇ 不登校児童生徒の支援は、徹底して子どもの視点に立つ必要がある。学校に行く、行かないにかかわらず、子どもの人生を犠牲にしてはいけないという観点から、必ずしも学校復帰ばかりにとらわれるのではなく、自己肯定感を回復するための支援環境づくり、及び多様な生き方ができるシステムの構築を進めていくことが重要である。
- ◇ 不登校児童生徒の支援のためには、スクールカウンセラーに加え、子どもの環境を変えて問題解決に導くことのできるスクールソーシャルワーカーを配置することが重要である。スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援のかたちが望ましい。

③健康教育の推進

(健康づくり・食育の推進)

- ◇ 望ましい生活習慣の確立に向け、家庭と連携を図りながら、子どもたちの生活実態を十分把握し、睡眠時間の確保や朝食の摂取などの基本的な生活習慣が定着するよう、粘り強く働きかけていくことが重要である。
- ◇ 食育は、「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」等の要素を取り入れ、実際に農産物等を作っている現場で作物や家畜に直接触れるなど多様な体験活動を通して、食材そのものを学習するだけでなく、「食」にかかわる人々の思い、匠の技、仕事に対する情熱や誇り、食材に関する感謝の心など、「食」をめぐる広く様々なことを子どもたちに伝えることが重要である。
- ◇ 学校給食は、「子どもたちに美味しく安全な物を食べていただく」という子どもたちの目線に立った考え方を最優先におく必要がある。「美味しい食事を食べたい」という子どもたちの思いに目線をあわせ、美味しい給食を提供できるよう工夫していくことが大切である。

(学校体育の充実)

- ◇ 子どもたちの運動習慣の確立に向け、「運動することの楽しさを感じさせる」ことを学校体育の原点に置き、幼稚園、小学校低学年の指導の充実を図るとともに、運動で認められる多くの機会を創出し、体力が伸びたことや運

動で努力したことを積極的に褒め、評価していくことが大切である。

- ◇ 競わせない運動会、競わせない体育を行う例があるが、将来競争社会を生き抜く力を育むという観点からは、課題があると考えられる。競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施し、子どもたちの目標を適切に設定することを通じ、運動への意欲を育むことが重要である。
- ◇ 運動部活動については、体力の向上はもとより、「心」の教育としても重要なものであり、学校教育の一環として、生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層の推進を図る必要がある。生徒数の減少、指導者の不足等の課題に対処するため、近隣の学校による合同の運動部活動の推進、地域の外部人材の積極的な活用等に努めることが重要である。

④児童生徒の安全・安心の確保

- ◇ 子どもたちの安全・安心の確保に向けては、様々なリスクに対応するため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にして、CSRに基づく行動を企業に求めることも含め、社会全体で協働していく方向を目指す必要がある。
- ◇ 教育委員会及び各学校において、通常時から、子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭・地域とも連携した安全管理対策の確立と教職員の危機管理意識・危機管理能力の一層の向上を図るとともに、危機が発生した際には、速やかに情報を収集・整理し、組織全体で共有のうえ、被害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行うことが極めて重要である。
- ◇ 防犯教育、防災教育、交通安全教育等の安全教育については、学習の機会を十分に確保し、「命を大切にする」、「自分の命は自分で守る」という観点を基本に置いて、発達段階に応じ体験型学習など心に働きかけるような教育手法を工夫しながら、危険予測・危機回避能力、危機に際しての主体的な判断力を育てていくことが重要である。

⑤環境教育の推進

- ◇ 環境教育は、学校教育活動全体を通して計画的に進めること、発達段階に応じ系統的に行うことが大切である。また、知識の伝達に終わるのではなく、「環境に配慮した企業の製品を購入する」という消費者としての主体的な実践行動ができるよう、子どもたちを指導していくことが重要である。
- ◇ 環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践力を育むためには、日常の学校生活の中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、子どもたちが受け身ではなく自主的にできる取組を工夫し、何が無駄で、何が環境保全・創造につながるのかを考えさせ、改善につなげていくことが大切である。
- ◇ 企業がCSRの一環で取り組んでいる環境保全・創造活動の先進事例が数多くあり、こうした学校外において多様な主体が行っている取組を環境教育に活用する視点を持つことも重要である。

⑥三重県らしい教育の推進

- ◇ 三重県政が「文化力立県」を推進し、新博物館の整備を進める中、教育分

野においても、「文化力」と密接に関係する「三重を愛する心」の醸成を、政策として打ち出すことが必要である。

- ◇ 郷土教育は、世界に通用する人材の育成という視点を併せ持ちながら、子どもたちに精神的なよりどころとなる郷土への思い、愛着を育てていくことが重要である。このことが、郷土に戻り、郷土を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切にすゝる行動を促すなど、地域社会の存続・発展を支えることにつながる。
- ◇ 郷土愛を育むには、地域内だけで取り組むのではなく、子どもたちを「発信側」に立たせ、その新しい感覚を生かし、郷土の良さを外部へ情報発信したり、他地域の子もたちとの異文化交流を進め、お互いの地域の魅力を発見しあったりするような取組を行うことが有効である。

4 特別支援教育の推進について

1 支援体制整備の取組

- (1) 「就学支援ファイル」を活用した地域ネットワークを構築する。
また、福祉と教育が連携した相談窓口の整備を支援する。（あすなろ学園地域支援活動との連携）
- (2) 高等学校に発達障がい支援員、言語聴覚士等を配置し、在籍する発達障がいを含む障がいのある生徒の支援と各高等学校における特別支援教育を推進する。
- (3) 専門的知識及び技能を高めるための連続講座（シードプロジェクト）を開催し、幼稚園から高等学校までの各校種における指導的な役割を担う人材育成を行う。
- (4) 新学習指導要領等を踏まえた教育課程の編成及び授業改善に向けた伝達講習会を行う。
- (5) 中学校校区を中心とした連携協議会を設置し、個別の教育支援計画等を活用した学校間の連携関係を構築する。
- (6) 特別支援学校は、キャリア教育の観点を取り入れ、授業改善をはかるとともに、地域ニーズを踏まえた地域公開研修会開催し、センター的機能を発揮する。

2 障がいのある生徒の就労・自立支援の取組

- (1) 障がい者雇用に関する理解啓発、就労先の開拓
 - ・ 県立特別支援学校に職域開発支援員（14名）、教育委員会事務局に職域開発総括支援員（1名）を配置し、他部局との連携を図り、就労先の開拓のための企業交渉を行い、進路先を確保する。
 - ・ 特別支援学校版ジョブコーチを派遣することにより、生徒一人ひとりの能力や適性に応じた実習での具体的な支援を行う。
- (2) 新たな職域開発
 - ・ 県庁内の食堂、コンビニエンスストアにおける職場実習を実施し、新たな職域開発につなげる。
- (3) キャリア教育の推進及び教育課程の再編
 - ・ 特別支援学校版デュアルシステムを導入し、企業等における実習を教育課程上に位置づけることにより、体験をもとにした授業内容と実習の一体化による能力開発を行い、就労先を確保する。
 - ・ 進路指導担当者会及び教務担当者会を開催し、教育内容、指導方法等に関する伝達講習、情報交換を行い、生徒の特性に合わせた望ましい勤労観及び主体的に進路を選択する能力・態度の育成等をめざすキャリア教育を中心とした教育課程への改善を図る。

(4) 関係機関との連携

- ・ 「特別支援教育フォーラム in みえ」を開催し、卒業後の就労・自立の実現に向けたキャリア教育の取組発表及び職域開発支援員、保護者、労働機関等の関係者からの意見発表をもとに、相互の連携強化と障害者雇用に関する情報発信を行う。

3 教員の専門性の向上の取組

- (1) 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通常学級担任向けの内容や研修の機会の拡大等、特別支援教育関連研修の内容の充実を図る。
- (2) 教員の採用選考等の資格要件により、専門性を有する教員を確保する。
- (3) 特別支援学級担当者研修会、特別支援教育連続講座「シードプロジェクト」や県総合教育センターの研修講座等の内容の充実により、適切な指導に結びつける専門性を高める。

(参考) シードプロジェクトの受講者数(人)

	H20	H21	H22
小学校	15	9	13
中学校	3	9	6
高等学校	5	9	4
教育委員会等	13	8	4
合計	36	35	27

- (4) 認定講習、特別支援教育に係る内地留学等による特別支援学校教諭免許状取得をあらゆる機会を通じて奨励する。

4 諸課題

- 就学前からの一貫した教育相談・支援や就学指導体制の充実
- 教職員の専門性の向上と人材育成
- キャリア教育の推進と就労支援体制の充実
- 対象となる幼児児童生徒数の増加と障がいの重度・重複化、多様化への対応

5 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の策定

次期教育振興ビジョン(仮称)の策定に向けた教育改革推進会議及び教育振興ビジョン検討第1部会での審議を受けて検討を重ねています。平成22年秋頃に素案を作成し、年内を目途に公表します。

(主な取組内容)

- ・ 中勢・松阪地域及び東紀州地域における特別支援学校整備の検討
- ・ 盲学校及び聾学校のあり方の検討
- ・ 寄宿舎のあり方の検討 など

5 生徒指導対策について

I 「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 結果

公立小・中学校及び高等学校における暴力行為の状況

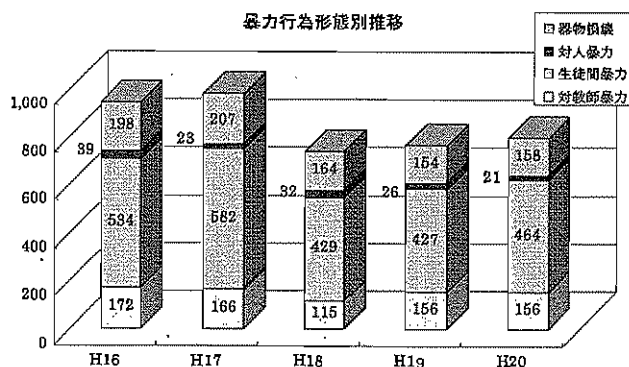
1 概要

平成20年度における暴力行為の発生件数は799件で、平成19年度と比較すると全体で36件(4.7%)増加した。

最も多かった平成13年度の2,423件と比較すると、約67%の減少となっている。

2 形態別状況

形態別では、生徒間暴力が464件(構成比58.1%)で最も多く、次いで器物損壊158件(同19.8%)、対教師暴力156件(同19.5%)、対人暴力21件(同2.6%)となっている。



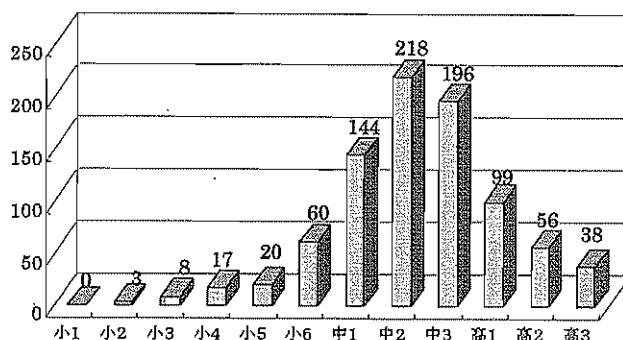
暴力行為推移 (形態別) (単位: 件)

	H16	H17	H18	H19	H20
対教師暴力	172	166	115	156	156
生徒間暴力	534	582	429	427	464
対人暴力	39	23	32	26	21
器物損壊	198	207	164	154	158
計	943	978	740	763	799

3 学年別状況

形態別加害児童生徒の総数は859人で、中学生が558人と全体の65.0%を占めている。学年別では、中学2年生が218人と最も多く、全体の25.4%を占め、続いて中学3年生196人(22.8%)、中学1年生144人(16.8%)となっている。

暴力行為学年別人数



4 校種別状況

中学校が576件で全体の72.1%を占めている。続いて高等学校130件で16.3%、小学校93件で11.6%となっている。

平成19年度と比較すると、小学校で36件の増加、中学校で21件の増加、高等学校で21件の減少となっている。

暴力行為推移 (校種別) (単位: 件)

	H16	H17	H18	H19	H20
小学校	58	54	69	57	93
中学校	752	781	559	555	576
高等学校	133	143	112	151	130
計	943	978	740	763	799
増減(▲)率(%)	▲12.8	3.7	▲24.3	3.1	4.7

5 加害児童生徒実人数

本年度より調査を始めた加害生徒実人数については、小学校が94人、中学校が481人、高等学校が175人となっている。

公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

1 概要

平成20年度の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は362件で、平成19年度と比較すると184件減少している。校種別では、小学校126件、中学校186件、高等学校48件、特別支援学校2件となっている。

2 学年別認知件数

学年別では、中学1年生が101件で最も認知件数が多く、次いで中学2年生61件、小学6年生37件、小学5年生35件、小学4年生31件の順となっている。

3 いじめの解消状況

全体では、327件(90.3%)が解消している。校種別では、小学校120件(95.2%)、中学校164件(88.2%)、高等学校41件(85.4%)、特別支援学校2件(100%)の解消状況となっている。

4 いじめ発見のきっかけ

最も多い発見のきっかけは、小中学校ともに「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」(小学校37件、中学校65件)となっている。高等学校では「本人からの訴え」(24件)、特別支援学校では「学級担任以外の教職員が発見」「本人からの訴え」(各1件)となっている。

5 いじめの態様(複数回答)

小中学校、高等学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、全体の37.9%を占めている。次いで、小学校は「仲間はずれ、集団による無視をされる」、中学校は「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」、高等学校は「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」となっている。

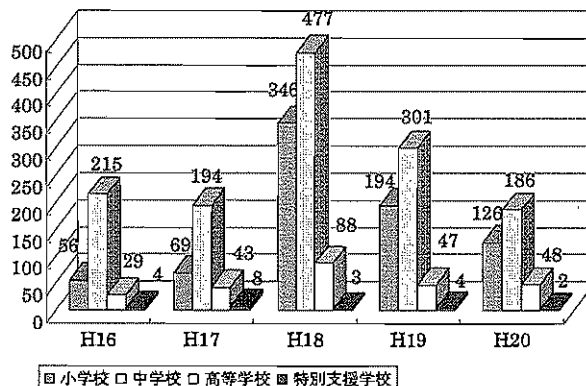
6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(複数回答)

「職員会議等を通じて共通理解を図った」が最も多く、次いで「道徳等でいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「児童・生徒会活動等を通じていじめの問題を考えさせたり、人間関係づくりを促進した」、「いじめ問題に対応するため、教育相談体制の充実を図った」の順となっている。

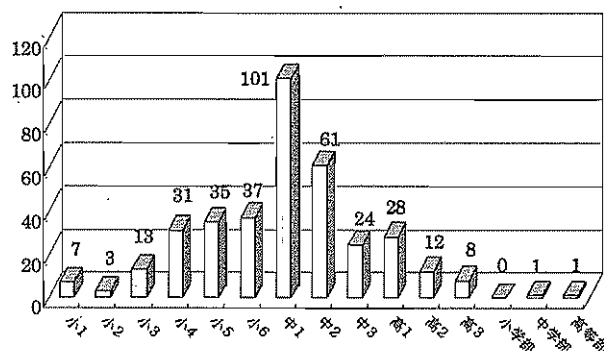
7 いじめの実態把握のための学校の具体的な方法(複数回答)

小学校では、「家庭訪問」が最も多く、中学校では「教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等」、高等学校では、「個別面談」が最も多くなっている。

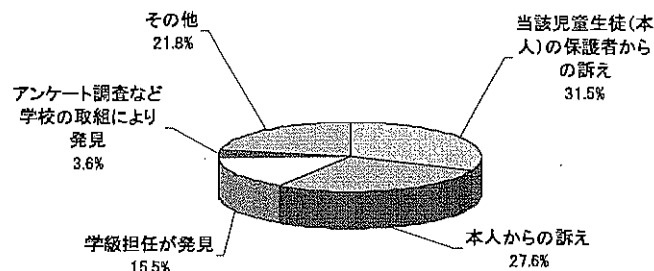
いじめ推移



学年別認知件数



いじめ発見のきっかけ(全校種)

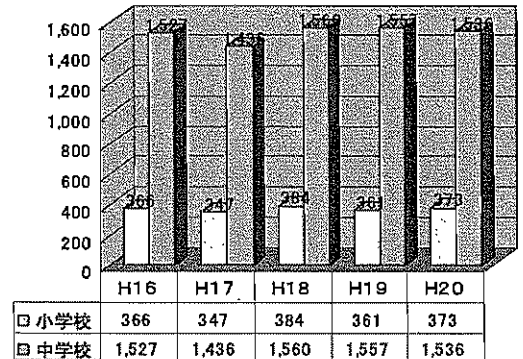


公立小学校及び中学校における不登校の状況等

1 概要

平成20年度の公立小中学校における不登校児童生徒数は1,909人で、平成19年度と比較して9人(前年度比0.5%)減少しました。小学校は373人(前年度比12人増)、中学校は1,536人(同21人減)でした。学年別の不登校児童生徒数では、中学3年生が622人で最も多くなっています。

公立小中学校における不登校児童生徒数推移



2 不登校になったきっかけと継続している理由(複数回答可)

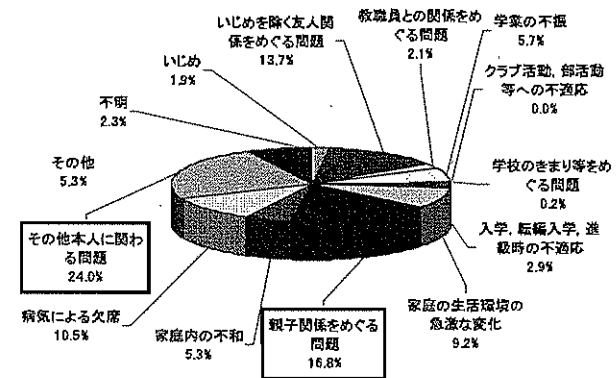
不登校になったきっかけで最も多いのは、小中学校ともに「その他本人に関わる問題」(小学校126人、中学校446人)となっています。次いで、小学校では「親子関係をめぐる問題」(88人)、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(443人)となっています。また、継続している理由としては、小学校では「不安など情緒的混乱」(160人)、中学校では「無気力」(545人)が最も多くなっています。

3 不登校児童生徒への指導結果

「指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒」は、小学校では120人(32.2%)、中学校では457人(29.8%)となっています。

また、「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」は、小学校では69人(18.5%)、中学校では275人(17.9%)となっています。

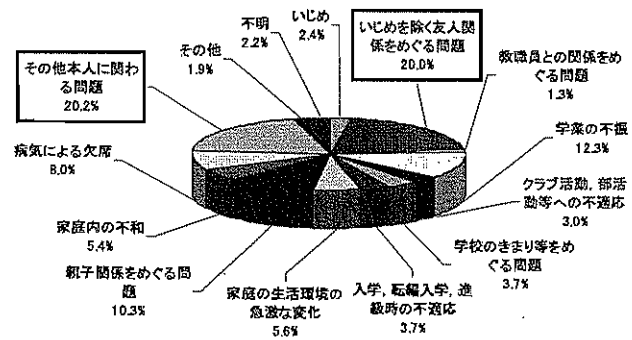
不登校となったきっかけと考えられる状況【小学校】



4 不登校児童生徒に対して特に効果のあった学校の措置(複数回答可)

不登校児童生徒に対する指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒に特に効果のあった学校の措置としては、小学校では「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」(102人)に集中しているのに対して、中学校では「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」(69人)、「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」(50人)、「登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした」(49人)、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」(46人)など分散しています。

不登校となったきっかけと考えられる状況【中学校】



5 相談・指導を受けた専門機関等(複数回答可)

不登校児童生徒が相談・指導を受けた専門機関等のうち、学校外においては、小中学校ともに「教育支援センター(適応指導教室)」が最も多く、小学校79人、中学校308人となっています。学校内においては、小学校では「養護教諭による専門的な指導を受けた」(102人)、中学校では「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な指導を受けた」(416人)が最も多くなっています。

学校内、学校外で担任以外の専門的な相談・指導を受けている児童生徒数は、小学校247人(66.2%)、中学校900人(58.6%)となっています。

県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要

平成20年度の県立高等学校における長期欠席生徒数（年間に30日以上欠席した生徒数）は1,297人（前年度比183人減）で、全日制が825（同109人減）、定時制が472人（同74人減）となっています。

理由別では「病気」が149人（前年度比50人減）、「経済的理由」が22人（同1人減）、「不登校」が748人（同80人減）、「その他」が378人（同52人減）となっています。

県立高等学校における理由別長期欠席者数

	在籍者数 (平成20年5月1日現在)	理由別長期欠席者数				計	不登校出現率(%)	
		病気	経済的理由	不登校	その他			
全日制	普通科	22,335	100	1	313	187	601	1.40%
	専門学科	13,477	15	1	119	41	176	0.88%
	総合学科	3,213	11	1	27	9	48	0.84%
	計	39,025	126	3	459	237	825	1.18%
定時制	1,996	23	19	289	141	472	14.48%	
合計	41,021	149	22	748	378	1,297	1.82%	

2 課程・学科・学年別不登校生徒数

課程・学科別不登校生徒数については、全日制普通科313人（出現率1.40%）、全日制専門学科119人（同0.88%）、全日制総合学科27人（同0.84%）、定時制289人（同14.48%）となっています。学年別（定時制も含む）不登校生徒数については、1年生172人（出現率1.63%）、2年生144人（同1.40%）、3年生101人（同1.01%）、4年生以上7人（同14.00%）、単位制324人（同3.20%）となっています。

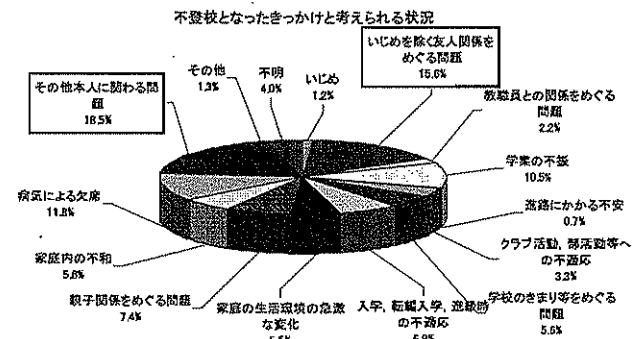
3 不登校生徒のうち、前年度における不登校の経験の有無等（全日制）

高校1年生の不登校生徒のうち、前年度（中3）不登校の経験者は38人（構成比25.7%）、2年生の前年度の経験者は51人（同35.7%）、3年生の前年度の経験者は40人（同44.4%）、単位制は31人（同39.7%）、定時制課程は170人（同58.8%）となっています。

4 不登校となったきっかけと考えられる状況

（複数回答可）

不登校となったきっかけと考えられる状況については、「その他本人に関わる問題」が最も多く206人（回答数に占める割合：18.5%）、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が174人（同：15.6%）となっています。



4 不登校となったきっかけと考えられる状況

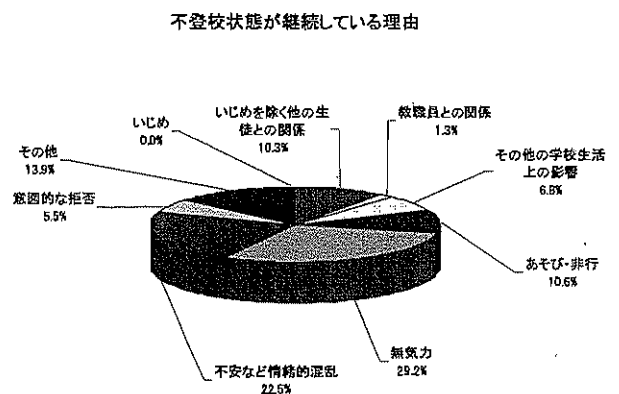
（複数回答可）

不登校となったきっかけと考えられる状況については、「その他本人に関わる問題」が最も多く206人（回答数に占める割合：18.5%）、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が174人（同：15.6%）となっています。

5 不登校状態が継続している理由

（複数回答可）

不登校が継続している理由については、「無気力」が最も多く298人（回答数に占める割合：29.2%）、次いで「不安など情緒的混乱」が230人（同：22.5%）となっています。



6 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数

不登校生徒のうち、中途退学した生徒数については、全日制156人、定時制35人、計191人（不登校生徒数に占める割合：25.5%）、原級留置した生徒数については、全日制38人、定時制23人、計61人（不登校生徒数に占める割合：8.2%）となっています。

県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要

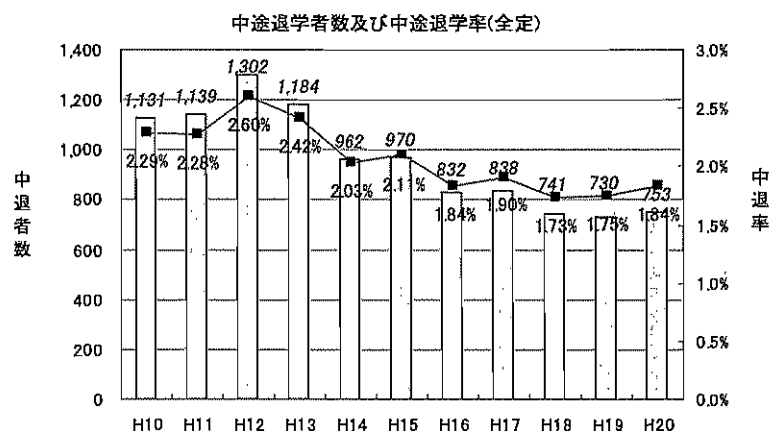
平成20年度の県立高等学校における中途退学者数は、全日制536人(前年度比17人増)、定時制217人(同6人増)、合計753人(同23人増)となっており、中途退学率(年度当初の在籍生徒数に対する割合)は、全日制1.37%(前年度比0.06ポイント増)、定時制10.9%(同0.5ポイント増)となっています。

中途退学者数・中途退学率推移

	H16	H17	H18	H19	H20
全日制 中退者数(人)	644	603	566	519	536
中退率(%)	1.49	1.43	1.39	1.31	1.37
定時制 中退者数(人)	188	235	175	211	217
中退率(%)	10.1	11.9	8.8	10.4	10.9
合計	832	838	741	730	753
中退率(%)	1.84	1.90	1.73	1.75	1.84

2 中途退学者事由別

全日制高等学校における中途退学者の事由別では、「学校生活・学業不適應」が51.3%で最も多く、次いで「進路変更」21.8%、「学業不振」9.0%、「問題行動等」6.2%となっています。「学校生活・学業不適應」の内訳は、「もともと高校生活に熱意なし」が29.1%を占めています。「進路変更」の内訳は、「就職を希望」が12.3%、「別の高校への入学を希望」が5.0%となっています。



3 課程・学科・学年別中途退学者数等

中途退学者数及び中途退学率を課程・学科別にみると、全日制普通科338人(中退率1.51%)、全日制専門学科157人(同1.16%)、全日制総合学科41人(同1.28%)、定時制217人(同10.87%)となっています。

全日制・定時制を合わせた中途退学率を学年別にみると、第1学年2.56%、第2学年1.80%、第3学年0.47%、第4学年以上4.00%、単位制2.45%となっています。

中途退学者数全体のうち、1年生が占める割合は36.0%であり、2年生24.6%、3年生6.2%、4年生以上0.3%、単位制32.9%となっています。

平成20年度 中途退学者事由別比較(全日制)

事 由	平成20年度		平成19年度	
	人数	%	人数	%
学業不振	48	9.0	43	8.3
学校生活・学業不適應	275	51.3	259	49.9
もともと高校生活に熱意なし	156	29.1	161	31.0
授業に興味がない	18	3.4	26	5.0
人間関係がうまく保てない	50	9.3	36	6.9
学校の雰囲気が合わない	24	4.5	17	3.3
その他	27	5.0	19	3.7
進路変更	117	21.8	121	23.3
別の高校への入学を希望	27	5.0	35	6.7
専修・各種学校を希望	7	1.3	10	1.9
就職を希望	66	12.3	59	11.4
大検を希望	7	1.3	8	1.5
その他	10	1.9	9	1.7
病気・けが	15	2.8	19	3.7
経済的理由	11	2.1	13	2.5
家庭の事情	22	4.1	32	6.2
問題行動等	33	6.2	19	3.7
その他の理由	15	2.8	13	2.5
合 計	536	—	519	—

Ⅱ 生徒指導対策の充実

1 学校への配置による支援

(1) スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して、専門的知識や経験を有する臨床心理士等を、中学校を中心に配置し、児童生徒、保護者、教職員等へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒のカウンセリング等に関する情報の提供などを行っています。

また、今年度は小学校の配置を充実させ、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、県教育委員会にスクールカウンセラーを1名配置して、緊急事案に迅速に対応できる体制づくりを行っています。

平成22年度は、小学校65校、中学校155校、高等学校25校（うち3校は県単独予算で配置）の、計245校に配置し、学校における教育相談体制の充実に努めています。

(2) ハートフル相談員（緊急雇用創出事業）

昨年度より、小学校等に子育てや教育相談の経験のある地域の人材を配置し、児童や保護者の相談を行っています。平成22年度は、小学校39校に配置します。（5月末現在：36校）

2 学校への派遣による支援

(1) スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ったスクールソーシャルワーカーを要請に基づき学校に派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒の支援を行います。

平成22年度は、4名のスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置しています。

(2) 生徒指導特別指導員

生徒指導や非行防止に関する専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員（教員OBや警察OB等12名）を課題のある学校からの要請に基づき派遣し、児童生徒等の立ち直りを中心とした直接支援を行うとともに、学校への助言を行うことにより、問題行動等の未然防止も図っています。

今後は、これまで中学校の問題行動を中心に対応していた生徒指導特別指導員を、小学校にも対応できるようスキルを高め、スクールソーシャルワーカーと連携することで、さらに効果的な支援を行っていきたいと考えています。

3 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等の連携

児童生徒の問題行動の背景には、社会環境、家庭環境、学校生活など児童生徒を取り巻く環境が影響していると考えられることから、問題行動等の事案が発生している学校にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員を派遣し、各学校に配置しているスクールカウンセラーとともに児童生徒の観察や聞き取り等を行った上で「見立て」を行い、必要な支援について校内ケース会議等で検討し、支援を行っています。

6 審議会等の審議状況（平成22年2月16日～平成22年6月6日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	平成21年度第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年3月19日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者14名）
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>○基本理念等について、意見交換が行われました。</p> <p>「三重県子ども条例（仮称）」の「子どもたちが本来持つ『育つ力』を見守る」という考え方を踏まえていくこととし、いくつかの部分について検討することとした上で、基本理念等について、緩やかな合意に至りました。</p> <p>○今後のスケジュールについて、変更が了承されました。</p> <p>○教育振興ビジョン検討第2、第3部会から審議経過として報告された議論の骨子に基づき、それぞれ意見交換が行われました。</p> <p>【いじめ問題・不登校児童生徒への対応にかかる審議概要】</p> <p>・いじめ問題は「するを許さず、されるを責めず、傍観者無し」という対応を基本に置き、組織的に、関係機関と連携して問題解決にあたる必要がある。また不登校児童生徒の支援は、徹底して子どもの視点に立つ必要があり、自己肯定感を回復するための支援環境、多様な生き方ができるシステムの構築が重要である。</p> <p>【教員の資質の向上にかかる審議概要】</p> <p>・「授業改善」を重視し、学校の授業への有効度を絶えず検証しながら、研修の継続的な改善を図る必要がある。</p> <p>【教員が働きやすい環境づくりにかかる審議概要】</p> <p>・困難事案は、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みを構築する必要がある。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第1回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年5月10日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者18名）
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>○教育振興ビジョン検討第1～第3部会から審議経過として報告された議論の骨子に基づき、それぞれ意見交換が行われました。</p> <p>【外国人児童生徒への対応にかかる審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての外国人児童生徒に日本人と同等の教育を受ける権利を保障するとともに、将来的な自己実現に向けた教育を進め、多文化共生社会の実現を図る必要がある。 <p>【家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化にかかる審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代の親となるの子どもたちへの教育を進めるとともに、家庭の教育力向上をめざした場づくりなど、社会全体で支援していくことが必要である。地域の教育力向上に向け、様々な取組を活用し、地域全体で子どもを守り育てる状況の創出を目指していくことが重要である。 <p>【幼児期からの一貫した教育の推進にかかる審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの指導上の情報を、幼児期から高校まで、学年や学校種を越えて引き継いでいく仕組みを検討する必要がある。 <p>【健康教育の推進にかかる審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食を含めた望ましい生活習慣の確立に向け、家庭と連携を図ることが重要である。運動習慣の確立には、運動の楽しさを感じさせることが大切である <p>【児童生徒の安全・安心の確保にかかる審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクに対応するため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、社会全体で協働していく方向を目指す必要がある。
6 備考	<p>次回開催日：平成22年6月17日</p> <p>今後の予定：6月17日を含めて今後、5回程度の推進会議と3回程度の部会を開催後、平成22年度11月頃に審議結果を報告予定。</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第6回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成22年3月11日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者9名)
4 諮問事項	家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について 幼児期からの一貫した教育について
5 調査審議結果	<p>○「家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次代の親教育として、子どもがどのように育っていくのかを、乳幼児と直接接触するような体験等を通して、若いうちから伝えていくことが重要である。 ・ 子育てする親の孤立感や不安感、負担感を軽減するには、学校、PTA、地域社会等が連携を取り合い、地域における子育て支援の「場づくり」を行う必要がある。 ・ 学校教育の充実や教員の多忙化の軽減に向けて、教員の対応では限界のある専門的な業務や必ずしも教員が行う必要のない業務に、外部の様々な専門家や人材を積極的に活用することが望ましい。 <p>○「幼児期からの一貫した教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園や保育所は、家庭教育と密接に関係する段階であり、男女共同参画、父親の育児参加の立場からも、男性教職員の増員を図ることが重要である。 ・ 幼児からの一貫した教育の推進に向けて、職員同士が相互に見学しあうなどの職員交流を進めることが、子どもたちの安心感にもつながり、有効である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第7回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成22年4月21日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者9名)
4 諮問事項	家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化について 幼児期からの一貫した教育について 社会教育・スポーツの推進について
5 調査審議結果	<p>○「家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化」、「幼児期からの一貫した教育」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の教育力向上をめざした場づくり、情報発信等の働きかけを積極的に行うとともに、機能を充分果たせない家庭を社会全体で支援していくことが必要である。 ・ 学校種ごとの「節目」の時期において、期待と不安に揺れる子どもたちが、安心して環境変化に適応できるよう、学校行事への相互訪問、同じ中学校区の小学校同士の交流、授業体験・部活動体験など、子どもたちの事前交流を積極的に行うことが大切である。 <p>○「社会教育・スポーツの推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きくとらえれば、学校教育は「基礎的な力を身につける場」、社会教育は「学ぶ喜び、学ぶ意義を体感する場」であり、学校教育と社会教育をいかに連携、融合させていくかが大切である。 ・ 運動しようとしなない子どもたちに運動の機会を創り出すためには、「家族」に着目し、家族一緒に外で汗を流す「ファミリースポーツ」の推進を図ることが必要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第8回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成22年5月25日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者7名)
4 諮問事項	社会教育・スポーツの推進について 第6回～第8回を通じた議論について
5 調査審議結果	<p>○「社会教育・スポーツの推進」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育は子どもたちが異世代・異年齢との交流から、社会のルールや習慣、人間関係形成能力を身につける上で大切な役割を果たす等の意義があり、公民館活動を学校教育に活用するなど、学校教育と社会教育の連携、融合を推し進めていくことが重要である。 ・ 地域スポーツの指導者が高齢化しており、後継者の育成が急務である。特に、競技力の向上は、指導者の資質に負うところが大きく、優秀な指導者の招聘を進めるべきである。 <p>○これまで審議してきた「家庭・地域の教育力向上と連携・協力の強化」、「幼児期からの一貫した教育」、「社会教育・スポーツの推進」の3テーマを通じた議論が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力など、子どもに対する直接的な暴力以外の家庭の問題についても広く支援体制、相談体制を整える必要がある。 ・ 教育委員会が、家庭教育のあり方について、冊子や手帳などの形にまとめ、家庭に対しメッセージとして発信する取組を行うことが重要である。
6 備考	次回開催日：平成22年7月8日 今後の予定：次回が最終回となる予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成22年2月18日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名（出席者11名）
4 諮問事項	外国人児童生徒への対応について 教員の資質の向上について 教員が働きやすい環境づくりについて
5 調査審議結果	<p>○「外国人児童生徒への対応」の今後のあり方について、意見交換が行われました。なお、専門家の立場から津市立白塚小学校の青木教諭に来ていただき、ご説明、ご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国一高いという点をメリットとしてとらえ、外国人児童生徒にかかる教育課題と向き合う中で得られた気づきを、すべての子どもたちの学力保障の視点として、今後に生かしていくべきである。 <p>○「教員の資質の向上」、「教員が働きやすい環境づくり」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用選考については、採用時に資質・能力を見極めるための仕組みの充実を進め、人物重視の選考を行うことにより、子どもたちのために情熱を持って取り組める人材を確保する必要がある。 ・ 研修については、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業への有効度を絶えず検証しながら、継続的な改善を図る必要がある。 ・ 子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、教員の対応では限界のある専門的な業務や必ずしも教員が行う必要のない業務に、外部の様々な専門家や人材を積極的に活用していく方針を打ち出すことが望ましい。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成22年4月19日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名（出席者10名）
4 諮問事項	外国人児童生徒への対応について 国際理解教育の推進について キャリア教育の充実について 情報教育の推進について
5 調査審議結果	<p>○「外国人児童生徒への対応」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する企業にも一定の協力を要請し、企業内教育を通じた保護者啓発など、適切な連携の方向を検討することが必要である。なお、外国人労働者問題を地域社会全体の課題としてとらえ、「地域の国際戦略」のような県行政全体を巻き込んだ地域ビジョンを示し、企業や関係機関等とともに、地域全体で問題解決に取り組んでいく方向も視野に入れる必要がある。 <p>○「国際理解教育の推進」、「キャリア教育の充実」、「情報教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際社会で信頼される人材を育成するためには、文化、習慣、価値観の「違い」を受け入れることのできる素養としての「寛容さ」を育てていくことが重要である。 キャリア教育は、「働くことは尊い。また、厳しい」、「すべての職業が素晴らしい」ということを子どもたちに伝えることを基本に置いて、進めていく必要がある。 インターネット上の情報を過信せず、夥しい情報の中から適切な情報を選択し活用する能力、情報の価値判断ができる能力を子どもたちに育てていくことが必要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第5回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成22年5月20日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名 (出席者8名)
4 諮問事項	国際理解教育の推進について キャリア教育の充実について 情報教育の推進について 高等学校入学者選抜制度、中高一貫教育、高等学校の再編活性化について
5 調査審議結果	<p>○「国際理解教育の推進」、「キャリア教育の充実」、「情報教育の推進」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語教育は、読み書き中心の「受験のための英語教育」から脱却し、コミュニケーション能力の育成を重視した教育へと、再構築されるべきである。 「社会にはどのような職業があり、その職業に就くためにはどうすれば良いか」について考える学習機会を、中学生のうちに設定することが望ましい。 携帯電話については、学校への持ち込みを禁止するのではなく、安全で適切な使用方法の指導を徹底していくことが重要である。 <p>○「高等学校入学者選抜制度、中高一貫教育、高等学校の再編活性化」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校入学者選抜制度を今後5年間のうちに廃止することは難しいが、学習の動機づけを入学者選抜に依存している現状の見直しについて、引き続き検討していくべきである。 少子化や人口流出により地域社会の活力が減退する中、中高一貫教育を通じて、県内各地域を支える人材、地域のリーダーを育てることが重要である。 学校の適正規模・適正配置は、教育単独の問題ではなく、「地域づくり」の問題としてとらえるべきである。
6 備考	次回開催日：平成22年7月5日 今後の予定：次回が最終回となる予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成22年4月12日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他9名 (出席者11名)
4 諮問事項	健康教育の推進について 児童生徒の安全・安心の確保について 環境教育の推進について 三重県らしい教育の推進について
5 調査審議結果	<p>○「健康教育の推進」と「児童生徒の安全・安心の確保」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣の確立や食育には、家庭と連携し、粘り強く働きかけていく必要がある。 ・子どもたちの運動習慣の確立に向け、「運動することの楽しさを感じさせる」ことを学校体育の原点に置くことが大切である。 ・子どもの安全・安心の確保には、学校の危機管理能力の向上を図るとともに、社会全体で協働していく方向を目指す必要がある。 <p>○「環境教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は、小学校では実践活動、高等学校では理論的な学習など、発達段階に応じて行うことが大切である。 <p>○「三重県らしい教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土愛は県内や地元だけで育むのではなく、子どもたちの新しい感覚を生かし、郷土の良さを外部へ情報発信するなどの取組を行うことが有効である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第5回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成22年5月17日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他9名 (出席者10名)
4 諮問事項	環境教育の推進について 三重県らしい教育の推進について 問題行動への対応と中途退学の防止について 感性を育む教育の推進について
5 調査審議結果	<p>○「環境教育の推進」と「三重県らしい教育の推進」について、前回会議での審議を踏まえて、再度意見交換が行われ、教育改革推進会議に報告するための「議論の骨子」が整理されました。</p> <p>【審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は、学校教育活動全体を通して計画的に進めることと、発達段階に応じて系統的に行うことが大切である。 ・郷土教育は、世界に通用する人材の育成という視点を持ちながら、精神的なよりどころとなる郷土への思い、愛着を育んでいくことが重要である。 <p>○「問題行動への対応と中途退学の防止」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為については教員の対応力を超える困難な事案が増加しており、社会全体で解決を図る方向を目指す必要がある。 ・中途退学については、学習意欲の低下防止と、進路指導の充実、学び直しの支援が必要である。 <p>○「感性を育む教育の推進」の今後のあり方について、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性を養い、創造力を育むために、多種多様な文化芸術に親しめる機会の充実を図ることが重要である。 ・家庭や学校において、読書活動の働きかけや環境整備が必要である。
6 備考	次回開催日：平成22年7月1日 今後の予定：次回が最終回となる予定

2 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成22年4月26日
3 委員	会長 森脇 健夫 副会長 原 常子 委員 小野田 英次 他17名 (出席者19名)
4 諮問事項	平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について
5 調査審議結果	平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会及び採択地区協議会に対して指導、助言又は援助するための資料として、以下の(1)～(4)を審議し承認されました。 (1) 教科用図書採択地区協議会規約例 (2) 教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準 (3) 小学校調査員の調査実施項目 (4) 三重県教科用図書選定審議会調査員
6 備考	・ 次回開催日：平成22年6月22日 ・ 調査員による調査研究後、「平成23年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」を作成する予定です。 ・ 教科書採択に係る(1)～(3)の資料について、平成22年5月7日付けで各市町教育委員会に通知しました。

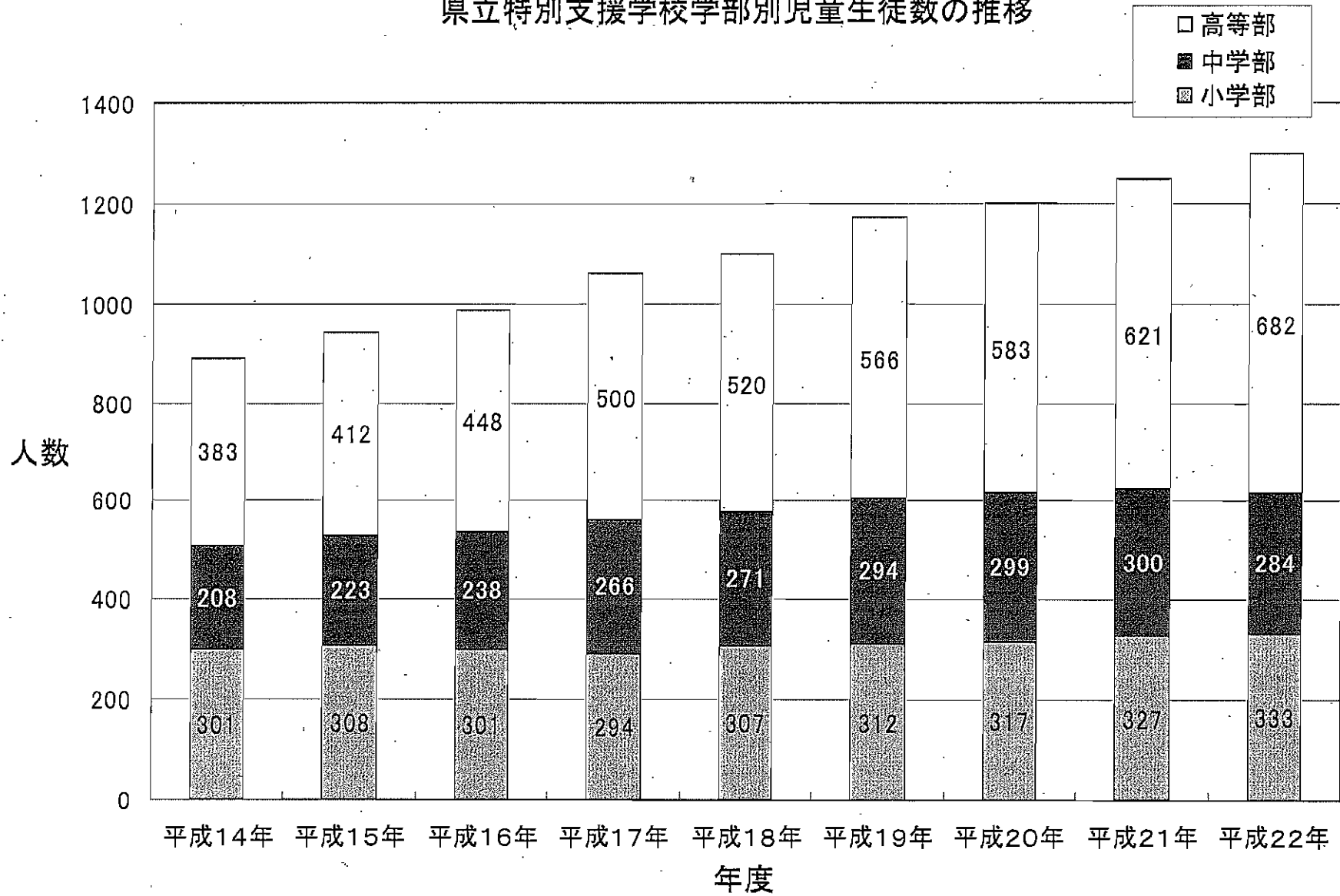
3 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成22年3月8日
3 委員	座長 伊藤 力行 委員 馬場 宏 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	本県における今後の社会教育のあり方について
5 調査審議結果	<p>今後の社会教育に係る方向性について審議しました。 〈主な意見等〉</p> <p>①社会教育関係者の交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町教育委員会の担当職員や社会教育関係団体の指導者等が交流を深め、それぞれの地域における活動が活性化されるよう意見交換や情報共有等を図ることが大切である。 ・社会教育事業の共同開催を企画するなどの場を設定する必要がある。 <p>②コーディネーター等キーパーソンとなる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の社会教育担当者をはじめ地域の社会教育活動の指導者となる人材の育成が大切である。 <p>③社会教育に関する各種情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践交流会の開催やHPへの活動実績の掲載等により、社会教育に関する多様な情報の提供に努める必要がある。
6 備考	次回開催日：平成22年6月下旬（予定）

4 三重県スポーツ振興審議会

1 審議会等の名称	三重県スポーツ振興審議会
2 開催年月日	平成22年5月14日
3 委員	会長 鈴山 雅子 副会長 鶴原 清志 委員 石原 正敬 他12名 (出席者13名)
4 諮問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の 在り方について
5 調査審議結果	「子どもの体力」「地域のスポーツ」「競技スポーツ」 等について、「第6次三重県スポーツ振興計画」の進捗 状況も踏まえ、次期計画に向けた意見が交わされました。 (主な意見) ・子どもの体力の向上は、学校での過ごし方も影響する。 体育の授業等の工夫が求められる。 ・総合型地域スポーツクラブの育成について、支援が必要 である。 ・競技力の向上には、ジュニア期からの育成が大切である。
6 備考	次回開催日：平成22年8月頃（予定）

県立特別支援学校学部別児童生徒数の推移



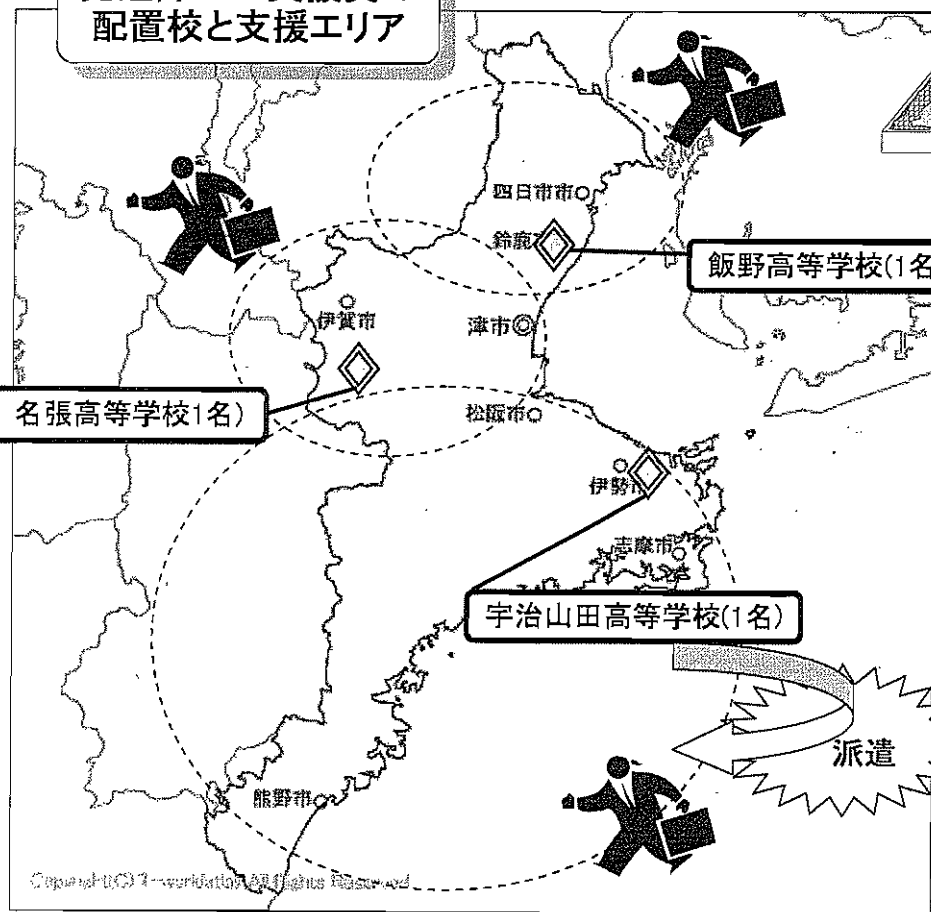
発達障がい指導・支援充実事業

6月18日開催 教育警察常任委員会資料

事業目的

高等学校からの要請により、発達障がい支援員(3名)及び言語聴覚士、医師等を専門家チームとして派遣し、発達障がいのある生徒の特性に応じた、ソーシャルスキルトレーニングや言語指導、保護者支援等を学校と連携して行い、継続した支援を実現する。

発達障がい支援員の配置校と支援エリア



発達障がい支援員の主な業務



生徒・保護者の電話相談

生徒・保護者の教育相談

教員からの教育指導に関する相談支援

実態把握のための諸検査の実施

「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成の支援

入学時の適応支援、進学・就労の移行支援



専門家チームによる事例解決検討会

関係機関との連絡調整

研修会等のコーディネート